

決算審査特別委員会

令和6年9月9日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男
齋藤 文夫
奥村 容子
中川 議長

○小城 世督
伴 吉晴

溝部真紀子
横田 敏文

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	加藤 惠三
教 育 長	山本 雅章	総 務 部 長	西巻 昭男
総 務 課 長	松岡 洋右	同 課 長 補 佐	大塚 美季
同 係 長	廣川 愛	同 係 長	東條 薫
安全安心課長	曾谷 博一	同 課 長 補 佐	角井 幸司
政策財政課長	中尾 歩美	同 課 長 補 佐	関元 佑治
税 務 課 長	真弓 啓	同 課 長 補 佐	田本奈津子
同 係 長	栗巢 仁也	住 民 生 活 部 長	栗本 公生
住民生活部次長	北 典子	福 祉 課 長	中原 潤
同 課 長 補 佐	明石 将樹	子育て支援課長	佐谷 容子
同 課 長 補 佐	上山 泰史	同 課 長 補 佐	富井 千晶
健康対策課長補佐	徳田 貴世	同 課 長 補 佐	関口 修
国保医療課長	猪川 恭弘	環 境 対 策 課 長	東浦 寿也
同 課 長 補 佐	三原 進也	同 課 長 補 佐	土谷 純
住 民 課 長	峯川 敏明	同 課 長 補 佐	石本 清里
都市建設部長	上田 俊雄	上 下 水 道 課 長	岡村 智生
会 計 管 理 者	安藤 晴康	教 育 次 長	本庄 徳光
代表監査委員	佐伯 知輝	監 査 委 員	嶋田 善行

3. 会議の書記

議会事務局長	福田 善行	同 係 長	吉川 也子
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 小城委員、溝部委員

議 長

おはようございます。

本日、決算審査特別委員会を開催いたしましたところ、委員の皆さまには早朝からご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまから、本会議から付託を受けました認定第2号 令和5年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、ほか5件の決算審査を行っていただきますが、会議に先立ちまして、本委員会の正副委員長を互選いただきますため、暫時休憩します。

（ 午前9時01分 休憩 ）

（ 午前9時01分 再開 ）

議 長

再開します。

休憩中に互選いただきました結果、委員長に木澤委員、副委員長に小城委員が互選されました。お二人にはよろしく願います。

それでは、木澤委員長に委員長席にお着きいただきます。

暫時休憩します。

（ 午前9時01分 休憩 ）

（ 午前9時02分 再開 ）

委員長

再開します。

皆様のご推挙によりまして、決算審査特別委員会委員長を務めさせていただきます。副委員長とともに委員会運営にあたらせていただきますので、委員皆様のご協力をよろしくお願いします。

それでは、全委員出席されておりますので、本日の会議を開きます。

はじめに、町長の挨拶をお受けいたします。

中西町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名します。

署名委員に、小城委員、溝部委員のお二人を指名します。お二人には、よろしくをお願いします。

それでは、本会議から付託を受けました、認定第2号 令和5年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和5年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和5年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和5年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 令和5年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について、認定第7号 令和5年度斑鳩町下水道事業会計決算の認定について、以上6議案を一括議題とします。

初めに、審査の方法についてお諮りします。

事前に配布しております「令和6年9月定例会 決算審査特別委員会進行予定表」をご覧くださいと思います。

最初に、代表監査委員から決算審査意見書に基づく報告を受けた後、質疑を行います。

次に、一般会計及び各特別会計の決算概要について質疑を行い、次に、健全化判断比率報告について、総務部長から説明を受け、質疑を行うこととします。

次に、一般会計歳入全般について、総務部長から説明を受けます。

昨年と同様に、質疑は、別途、総務費にかかる決算審査においてお受けすることとし、質疑内容により回答は担当各部でお願いすることとします。

次に、一般会計歳出、各特別会計、企業会計について、各部ごとに審査を行うこととし、一般会計の各款ごと、また、特別会計等は会計ごとにそれぞれ所管部長から説明を受けたのち、それぞれ質疑を行い、すべての質疑の終了後、表決を行いたいと思います。

以上、申しあげましたとおり審査を進めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、そのように進めてまいりますので、委員並びに理事者の皆さんには、議事進行につきましてご協力くださいますよう、お願いします。

なお、理事者の皆さんのご説明については、長時間にわたるものもありますので、説明は着席のまましていただいて結構です。

それでは最初に、佐伯代表監査委員から、決算審査意見書に基づき、ご報告をお願いします。 佐伯代表監査委員。

代表監査
委員

おはようございます。報告させていただきます。

審査意見書は4通あります。一般会計及び特別会計決算審査意見書、水道事業会計決算審査意見書、下水道事業会計決算審査意見書、健全化判断比率等審査意見書、今述べた順番で報告させていただきます。

では、まず一般会計及び特別会計決算審査意見書ですが、1ページ目めくっていただきますと、目次が書いてありまして、その次の1ページのところで審査の概要が以下の通り審査の対象、審査の期間、審査した監査委員、審査の手続きは記載のとおりでございます。

次に2ページのほうにいきまして、審査の結果ですが、審査に付された令和5年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の各計数は、関係法令に準拠して作成され、誤りのないものと認められた。

また、各基金の運用状況についても計数に誤りはなく、適正に運用されているものと認められた。

審査の結果の詳細は、以下のとおりであるということで、1番の決算の総括で、(1)決算規模ですが、決算の規模は表1のとおりで、歳入決算額は一般会計116億2,440万3千円、特別会計61億209万3千円、合計177億2,649万6千円である。歳出決算額は一般会計111億1,390万5千円、特別会計61億2,367万3千円、合計172億3,757万8千円である。その2ページの下から3行目見ていただきたいんですけども、なお、一般会計の決算規模が依然として高い水準となっているが、これは、国の

地方創生臨時交付金などを活用した新型コロナウイルス感染症や物価高騰対策、認定こども園の整備支援、公共施設等照明設備のLED化などの臨時的経費によるものである。

その次3ページのほうにいきまして、下の（2）決算収支ですが、決算収支の会計別の状況は表4のとおりで、一般会計及び特別会計を合わせた総計での歳入歳出差引残額（形式収支）は、4億8,891万8千円の黒字である。翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支額も、3億7,095万円の黒字である。実質収支額から前年度の実質収支額7億8,365万4千円を差引いた単年度収支、令和5年度の単年度収支でいいますと、4億1,270万4千円の赤字となります。

その次のページの4ページの方みていただきまして、（3）予算執行状況ですが、一般会計及び特別会計を合わせた歳入決算額は表5のとおりで、予算現額は185億7,052万6千円、収入済額は177億2,649万6千円、予算に対する収納率は95.5%（前年度96.0%）である。

また、調定額の178億3,094万5千円に対する収納率は99.4%（前年度99.4%）であり、収入未済額は9,393万5千円となる。

一方、歳出決算額は、支出済額が172億3,757万8千円であり、執行率は92.8%（前年度91.6%）となる。予算現額から支出済額と翌年度繰越額の4億5,789万3千円を差引きした不用額は、8億7,505万5千円となる。

その次5ページのほうにいきまして、財政の構造ですが、歳入の構成のほうですが、その歳入の構成が表7のとおりで、自主財源が構成比が37.9%となっておりまして、依存財源は62.1%となっております。

その次に少し飛ばさせていただきまして、7ページの財政分析のところですが、財政分析の表はその次の8ページのところの表の9番のところになりますが、経常収支比率が令和5年度は93.8%で若干悪化しておりまして、公債費比率が6.2%で若干好転しております。

9ページの（5）の町債の状況ですが、町債の状況は表11、表12のとおりで、一般会計の令和5年度末町債残高は69億2,905万7千円であり、前年度末（74億906万1千円）と比較して4億8,000万4千円の減少となる。令和5年度発行額（3億5,730万円）は、前年中（4億5,74

0万円)と比較して1億10万円、21.9%の減少となっている。

その次10ページのほうにいきまして、2番の一般会計ですが、その下の9行目のところですが、当年度の実質収支から、前年度の実質収支の7億2,725万2千円を差引きした単年度収支は、3億3,472万2千円の赤字となっており、単年度収支に、財政調整基金の積立てと取崩し、町債の繰上償還額を加味した実質単年度収支は、2億4,627万6千円の赤字となっております。

(1)歳入ですが、6行目の真ん中あたりからですが、国庫支出金は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種事業関連国庫支出金などが減額となったものの、認定こども園施設整備交付金、地方創生臨時交付金、観光再始動事業委託金などが増額となっております。

その次、12ページのほうですが、その一般会計の歳出のほうですが、歳出の4行目からですが、これを前年度決算と比較すると、大きく増加したものは、民生費が認定こども園整備費補助金、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費などの増加により、ということであります。

その次、飛ばしていただきまして、18ページ3番の特別会計ですが、その特別会計の1番最初の(1)国民健康保険事業特別会計ですが、下から5行目ですが、決算の状況は表18のとおりで、歳入決算額は28億5,755万4千円であり、前年度と比較して2,459万3千円(0.9%)の減少となる。歳出決算額は28億9,850万5千円であり、前年度と比較して3,506万7千円(1.2%)の減少となる。歳入歳出差引残額は4,095万1千円の赤字である。このため、令和6年度会計において、繰上充用の予算補正措置を行い、決算を終えている。

次の19ページにいきまして、なお、実質収支は、前年度と比較し1,047万4千円の増加(令和5年度の単年度収支額)であり、令和5年度に返還した令和4年度以前分の県支出金等145万3千円及び令和6年度に返還すべき令和5年度分の県支出金等166万円を反映させると、実質的な単年度収支額は、1,026万7千円の黒字となります。

その次20ページ見ていただきまして、真ん中の(2)の介護保険事業特別会計(保険事業勘定)ですが、決算の状況は表19のとおりで、歳入決算額は

26億6,987万円であり、前年度と比較して1億3万9千円（3.9%）の増加となる。歳出決算額は26億5,383万6千円であり、前年度と比較して1億8,917万1千円（7.7%）の増加となる。歳入歳出差引残額は1,603万4千円の黒字である。

なお、令和6年度に返還すべき国庫支出金1,721万2千円、一般会計繰入金10万9千円、過年度還付未済保険料の還付金83万5千円及び令和6年度に追加で交付される県支出金830万5千円、支払基金交付金254万円を反映させると、実質的な収支額は872万3千円の黒字となります。

その次22ページ見ていただきまして、（3）介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）ですが、決算の状況は表20のとおりで、歳入決算額は1,497万9千円であり、前年度と比較して165万6千円（12.4%）の増加である。歳出決算額は1,141万1千円であり、前年度と比較して67万7千円（6.3%）の増加である。歳入歳出差引残額は356万8千円の黒字である。

その次、23ページのほうにいきまして、（4）後期高齢者医療特別会計ですが、決算の状況は表21のとおりで、歳入決算額は5億5,968万9千円であり、前年度と比較して340万8千円（0.6%）の増加となる。歳出決算額は5億5,992万1千円であり、前年度と比較して371万3千円（0.7%）の増加となる。歳入歳出差引残額は23万2千円の赤字である。

その次に、24ページいきまして、財産の状況の（1）土地及び建物ですが、その下の方の文化財、行政財産の異動の中で、文化財活用センターが土地264㎡の増加、これは駐車場整備事業に伴うものです。

その次、25ページのほうにいきまして、上から7行目のところで、平成緊急内水対策事業貯留施設の用地取得として、法隆寺北1丁目、4,000㎡、平成4年度取得分63㎡を含みます。

その次、26ページの基金の状況ですが、27ページの表の22の一番の右端と右から2番目見ていただきますと、令和5年度末の一番下の合計が38億7,883万円で、令和4年度末が38億931万2千円ですので、対前年度比較は6,951万8千円増加しております。

その次、最後にむすびですが、以上が、令和5年度の一般会計及び各特別会計の決算の状況とその補足資料である。

令和5年度においても新型コロナウイルス感染症や物価高騰への対応として町独自の支援策に取り組んでおり、新型コロナウイルス感染症予防接種の実施や、全国的に実施した電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金などの給付事業などを実施され、厳しい財政状況の中ではあるが、事業と事務は効果的に進捗しており、各事業の見直しも検討されており、その執行と管理についても適正に行われているものと認められた。特に記すべき事項もないが、最後に若干意見を付しておきたい。

(1) 一般会計決算における単年度収支及び実質単年度収支の黒字転換について。

当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差引いた単年度収支については、令和4年度は6,835万1千円、令和5年度は3億3,472万2千円の2年連続での赤字となっている。また、単年度収支に財政調整基金の積立てと取崩し、町債の繰上償還額を加味した実質単年度収支についても、令和4年度は6,654万5千円、令和5年度は2億4,627万5千円の2年連続での赤字となっている。

このことについては、令和4年度の実質収支（7億2,725万2千円の黒字）を踏まえ、適度な黒字の規模は保ちつつ、物価高騰に苦しむ住民の生活を守るため、町独自の支援策を充実させたことや、後年度の財政負担の軽減を図るため、地方交付税措置のない町債の借入れを取りやめたことなどによるものであるが、今後の施策の展開にあたっては、本町の財政力、財政負担の平準化を十分に量りながら黒字に転換するよう努めていただきたいと思います。

(2) 一般会計から特別会計への繰入金についてですが、特別会計については、介護保険事業特別会計（サービス事業勘定）以外の会計で一般会計からの繰入れを受けている。特別会計は、一般会計と区分して特定の歳入をもって特定の歳出に充てるものであることから、事業の精査と創意工夫により自己収入の増加を図るとともに、更なる経費節減に努め、一般会計からの繰入れを必要最小限にとどめるよう努めていただきたい。

(3) 財政基盤の安定と財政調整基金について、財政調整基金の決算年度末現在高は、昨年度から8,844万6千円増加の21億6,673万9千円となっている、財政調整基金ですね。令和6年8月8日の宮崎県の日向灘を震源とする地震をめぐり、気象庁が初めて「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注

意)」を公表したが、パンデミックや大規模災害発生の被災地を見ると、住民の生命と財産を守ることはもとより、生活の日常化と地域経済の再興に向けた迅速な取組みが最優先に求められる。こうした危機管理への迅速かつ的確な対応は、財政基盤の安定と機能的な運営があってこそ可能であり、臨機に活用が可能である財政調整基金においては、一定残高を着実かつ計画的に確保しておくことが必要不可欠であると思います。

以上で、一般会計特別会計の決算審査意見書のほうを終わります。

では次に、水道事業会計決算審査意見書、こちらのほうにまいりたいと思います。

まずページめくっていただきますと、1 ページ目で審査の概要が書いてありまして、審査の対象、執行日、監査委員、審査の手続きは以上のとおりです。

2 ページで、第2 審査の結果ですが、審査に付された令和5年度斑鳩町水道事業会計決算書類は、関係法令に準拠して作成されており、本年度の経営成績及び本年度末の財政状態を適正に表示しているものと認められた。

審査結果の詳細は、以下のとおりであるということで、1 番で事業の概要

(1) 収支の状況で、その下に損益計算書が記載がありますが、営業収益が令和5年度が5億2,321万7,419円で、前年度の比較がマイナスの1,794万7,274円。営業費用が前年度の比較でマイナスの1,380万947円。営業外収益が前年度比較で4,458万6,891円。その次が少し飛びまして、特別損失で比較が1億6,800万3,295円の増加となっておりますが、これが少し飛ばしていただきまして、5 ページちょっと見ていただきますと、5 ページの(4)の経営成績の水道事業収益について、営業収益は5億2,321万7,419円であり、前年度5億4,116万4,693円と比較して、1,794万7,274円の減少となっていきます。

その主な要因は、給水収益は、有収水量が前年度と比べ43,307 m³減少するとともに、物価高騰による生活支援策として、基本料金の9ヶ月分を免除していたことなどにより、本年度は2,235万7,302円の減少となっております。

その後、4行飛ばしていただきまして、5行目の真ん中あたりから、物価高騰による生活支援策として、一般会計から他会計補助金として7,135万2,043円(前年度5,923万5,402円)を繰り入れたため、営業

外収益がそのようになっております。

その次、イの水道事業費用についてですが、営業費用は6億6,614万6,455円であり、前年度6億7,994万7,402円と比較して、1,380万947円の減少となる。

その主な要因は、原水及び浄水費で修繕費、動力費及び受水費等の減により958万3,715円の減少、配水及び給水費で修繕費等の減により855万2,981円の減少、減価償却費で503万5,203円の減少によるものである。その次、ウの営業損失と経常利益書いてありまして、その下の5ページの下から3行目ですが、特別利益及び特別損失では、過年度損益修正益1,457万7,205円から、浄水場庁舎解体等に伴う臨時損失の1億6,800万3,295円を差引き、当年度純損失は1億2,709万281円の赤字となっております。

その次に6ページのほうで、財政状況ですが、上から4行目のその内訳として、有形固定資産の本年度の増加は、建物が3,104万円、構築物が1億8,696万6,916円ありまして、ちょっと飛ばしていただきまして、合計2億1,834万1,346円の増加となる。

その次のところでですね、本年度の減少は、構築物が除却（配管、浄水場及び井戸の解体）により1億368万280円の減、機械及び装置が1億8,502万5,500円の減、建設仮勘定が振替により92,800円の減、合計2億8,879万8,580円の減少となっております。

その次、7ページのほうにいきまして、むすびですが、水道事業を取り巻く状況としては、年度末契約件数に増加がみられたものの、節水社会の定着により、年間総給水量とともに年間有収水量（料金収入が得られた水量）が減少傾向にあるなかで、営業収益の柱である給水収益は、物価高騰による生活支援策として、基本料金の免除を9カ月間行ったこともある一方、電気料金の高騰をはじめとした諸経費の増加により、有収水量（料金収入が得られた水量）1m³当たりの給水原価が供給単価を上回る状況となっている。

有収率は93.6%で前年度92.6%と比較し、1.0%増加しているが、供給する水量と料金として収入のあった水量との比較で、有収率の高低は、直接水道事業の経営に影響するので、高レベルで維持していくことが求められる。

その次ですけれども、奈良県の県域水道一体化については、令和5年2月に基本協定を締結され、令和6年3月新たに設立する広域水道企業団の組織体制、統合後の水道料金、施設整備の具体的計画など統合に向けた大枠が協議会において了承された。

令和7年4月の事業統合に向け、今後、一部事務組合（企業団）の設立や関係条例の廃止等について、全ての構成市町村議会に提案され審議される。

県域水道一体化への参加については、将来にわたって安全安心な水道水を斑鳩町住民の皆様へ届けていくためであり、昨年も申しあげており、一体化後も将来にわたって斑鳩町が単独で水道事業経営を継続した場合と比べて、斑鳩町住民が不利益を被ることがないよう進めていただくようお願いします。

以上で、水道事業会計の審査意見書の報告を終わります。

その次に、下水道事業会計決算審査意見書、こちらのほうの報告ですが、ページをめくっていただきますと、同じように審査の概要がありまして、審査の対象、執行日、監査委員、それから審査の手続きは以上のとおりです。

2ページにいきまして、第2 審査の結果ですが、審査に付された令和5年度斑鳩町下水道事業会計決算書類は、関係法令に準拠して作成されており、本年度の経営成績及び本年度末の財政状態を適正に表示しているものと認められた。

審査結果の詳細は、以下のとおりであるということで、こちらの方も同じく損益計算書が第1表にありまして、営業収益が前年度比較で360万743円の増加、営業費用が1,414万5,654円の増加、営業外収益が512万5,498円の増加、営業外費用が512万4,325円の減少となっておりますが、これについてまた5ページの方見ていただきますと、5ページの本年度の（4）経営成績ですが、本年度の経営成績を前年度と比較したものが、第5表（8ページ）比較損益計算書である。アの下水道収益について、営業収益は1億6,520万902円であり、前年度1億6,160万159円と比較して、360万743円の増加となる。下水道使用料は1億6,478万902円であり、前年度1億6,120万159円と比較して、358万743円の増加となる。

営業外収益は5億5,472万7,511円であり、前年度5億4,960万2,013円と比較して、512万5,498円の増加となる。その主な要

因は、他会計補助金が572万2千円減少しているものの、長期前受金戻入で1,038万5,421円増加等しているからである。

その次のイ 下水道事業費用についてですが、営業費用は5億9,309万126円であり、前年度5億7,894万4,472円と比較して1414万5,654円の増加となる。その主な要因は、減価償却費で1,184万4,205円の増加、接続件数の増加等による流域下水道管理運営費負担金で150万5,494円の増加によるものである。

その次の2行ちょっと飛ばしていただきまして、営業外費用は1億1,520万565円であり、前年度1億2,032万4,890円と比較して、512万4,325円の減少となる。その主な要因は、支払利息及び企業債取扱諸費で517万5,368円減少しているからである。

その次、6ページのほうにいきまして、むすびですが、最後に、公営企業として健全な事業経営を遂行されるよう望むものであり、将来を見据えて監査委員としての意見を記す。

経営指標の観点からは、経常収益7億1,992万8,413円、営業収益1億6,520万902円、営業外収益5億5,472万7,511円に対して、経常費用7億829万691円、営業費用が5億9,309万126円、営業外費用1億1,520万565円であり、経常収支比率は101.64%で100%以上となっていてることから順調であると言える。しかしながら、財政状態の短期的な安全性を見ると、短期債務に対する支払能力を示す指標である流動比率は52.89%、流動資産4億531万2,785円、流動負債7億6,628万7,126円で、100%を超えていないため、短期的債務に対する支払い能力が満たされていない状況が継続していると言える。流動比率のみをもって短期的な支払い能力に問題があるということとはできないが、流動資産である現金預金の更なる確保を行うなど、今後も経営安定のための取り組みをお願いする。

経常利益1,163万7,722円から特別損失151万6,400円を差引くと、当年度純利益は1,012万1,322円、昨年度1,192万3,351円となるが、純利益となる主な要因は、他会計からの補助金、長期前受金戻入及び減価償却費等の増減があげられる。

7ページにいきまして、下水道事業会計は、下水道使用料収入のみによる運

営は基本的には事業の性質から困難であるため、資本的収入として国からの補助金1億3,240万円の他、他会計補助金3億9,669万5千円を計上、また収益的収入として、営業外収益で他会計補助金1億2,274万6千円が計上されているが、受益者負担の観点も考慮しながら他会計補助金の縮減に努めていくことも必要であると考えます。

今後、供用面積の拡大に伴い使用料収入の増加が見込まれるが、計画区域内人口の減少、施設整備に係る企業債の償還、施設維持管理費の増額なども想定され、経営状況は長期的にみると厳しいものになると考えられる。

下水道は水道と同様に住民生活に欠かせない重要なライフラインのひとつであり、住民の快適かつ衛生的な生活環境を保つためには、現在の経営環境と中長期的な経営環境を見据えた安定かつ継続的な事業経営が必要であり、経営指標の分析や類似団体との財務諸表の比較を行い、経営課題を把握するとともに収益の確保、国庫補助制度や企業債の借入れの活用、費用抑制の推進など収支のバランスを考慮した事業経営を引き続き実施していただくようお願いする。

以上で、下水道事業会計の意見書のほうの報告を終わります。

最後になりますが、健全化判断比率の審査意見書、こちらのほうの報告に参りたいと思います。

まず、1ページ目を開けていただきまして、審査の概要ですが、この普通会計健全化判断比率等審査は、提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として執行したということで、執行日は以下の通りで監査委員も以下の通りです。

4番で審査の結果ですが、(1)総合意見、審査に付された下記それぞれの健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

その次、(2)個別意見ですが、①実質赤字比率について、令和5年度の実質赤字比率は△5.86%で、決算が黒字であり問題はない。②連結実質赤字比率について、令和5年度の連結実質赤字比率は△12.77%で、同様に黒字であり問題はない。

次、2ページいきまして、③実質公債費比率について、令和5年度の実質公債費比率は8.1%で、早期健全化基準を下回っており問題はない。④将来負担比率について、令和5年度の将来負担比率は9.6%で、早期健全化基準を

下回っており問題はない。また、前年度（１８．６％）と比較すると将来負担比率が減少している。しかし、今後さらに進行する少子高齢化社会への対応や公共施設の維持管理等に多額の費用を要することが予想されるため、将来負担比率が減少するよう行財政運営の健全化に努めるべきである。

（３）是正勧告を要する事項は、特に指摘すべき事項はない。

その次、３ページにいきまして、令和５年度水道事業会計経営健全化審査意見書ですが、１番の概要、執行日、監査委員は以下の通りで、４番審査の結果ですが、（１）総合意見、審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

（２）個別意見（資金不足比率について）ですが、水道事業の令和５年度決算における資金不足比率は、△７３．０２％（前年度△９０．２７％、経営健全化基準は２０．００％）で資金不足の状態ではない。

また、１年以内に現金化できる資産と支払わなければならない負債を示す流動比率（流動資産／流動負債を百分率で示したもの）は、１８８．５０％（前年度２５６．８４％）で、流動性を確保するための比率（１００％以上）を上回っており、短期的な債務に対する支払い能力を有する状況である。

（３）是正勧告を要する事項は、特に指摘すべき事項はない。

４ページで、令和５年度下水道事業会計経営健全化審査意見書ですが、概要、執行日、監査委員は記載のとおりで、４番で、審査の結果ですが（１）総合意見、審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

（２）個別意見（資金不足比率について）下水道事業の令和５年度決算における資金不足比率は、△６３．７４％（前年度△７０．５６％、経営健全化基準は２０．００％）で資金不足は生じていない。

なお、１年以内に現金化できる資産と支払わなければならない負債を示す流動比率は、５２．８９％（前年度４６．５２％）で、流動性を確保するための比率（１００％以上）を下回っているが、下水道事業は、「事業当初に短期間で集中的な建設投資を要し、その後長期間にわたる料金収入等でその原資を賄う事業」であり、令和５年度末時点での下水道普及率は７１．０％（前年度６９．７％）であり、今後も建設改良工事は継続され供用面積が拡大して接続件

数が増加すれば、下水道使用料収入も増加し、流動比率も改善に向かうと考えられる。

（３）是正勧告を要する事項、特に指摘すべき事項はない。

以上で下水道事業の審査意見書の報告を終わります。

以上でございます。

委員長

ありがとうございました。

ただいま報告を受けました審査結果について、質疑がございましたらお受けします。 中川議長。

議長

すみません、お疲れのところ。一般会計の意見書の５番のむすびの（１）の中で、最後の締めくくりで、本町の財政力、財政負担の平準化を十分に量りながら黒字に転換するよう努めていただきたいとあるんですが、監査をされた代表監査委員さんの考え方の中で、少し努力すれば簡単に黒字に戻るよと思われるか、いやちょっと今の状況を見たら当面はしんどいと思われるか、その辺の思いについて、お聞かせいただければありがたいです。

委員長

佐伯代表監査委員。

代表監査
委員

今回、単年度収支が、かなり赤字になっておりますけども、それは皆さん覚えていらっしゃるかどうか分からないんですが、令和３年度の単年度収支が思い切り黒字だったんです。それから考えるとまだ余力を残している状態で運営されているみたいなので、今すぐどうこうということはないかと思いますが、やはり書いていますとおり、パンデミックがあったり、大規模災害があるから使いすぎるのではなくて、ある程度の財政調整基金の残高も必要ですし、今すぐどうこうという話ではないんですが、そういうことも気を付けて運営されていかれるのが一番いいのかなと思います。

議長

その中でね、今の斑鳩町の状況を見ていたら、黒字に簡単に戻せるのか、難しいのか、その点についてはどんな考え方持っていますか。

代表監査委員	何事もなければ、先ほども言いましたように、今の状態の運営で続けられると思いますが、やはり何回も言いますけども、パンデミックであったり大災害があったりすると、他の災害のあった地域とか見ているとかなりお金が必要になってくる、それを考えると、やっぱり財政調整基金のある程度の残高は必要であるでしょうし、ただ、今の議長の質問に対しての回答はというと、今すぐどうこうという状態ではないです。運営自体はしっかりされていると思います。
委員長	ほかにございませんか。 (な し)
委員長	これをもって、質疑を終結します。 あらかじめ、佐伯代表監査委員、嶋田監査委員から、決算審査結果の報告後、退席の申し出がありますので、これを許可したいと思います。 両監査委員には、各会計の決算審査にあたり、詳細なご報告をいただきまして、委員長として、心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。 暫時休憩します。 (午前9時51分 休憩) (午前9時51分 再開)
委員長	再開します。 続きまして、一般会計及び各特別会計の決算概要について、先ほどの監査結果報告及び後ほどの理事者からの説明と重複しますので、説明を省略し、資料11「決算の状況」に基づき、質疑をお受けします。 (な し)
委員長	これをもって、一般会計及び各特別会計の決算概要に対する質疑を終結します。

総務部長

次に、健全化判断比率報告について、説明を求めます。 西巻総務部長。

おはようございます。

それでは、令和5年度決算における健全化判断比率等の状況につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、報告いたします。失礼して、着席してご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料2の令和5年度健全化判断比率等報告書をお願いいたします。1ページをお願いいたします。

はじめに、斑鳩町における令和5年度の健全化判断比率の状況です。ひとつ目の指標である実質赤字比率ですが、この指標は、一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。実質赤字比率は、マイナス5.86%となっています。この指標の基準ですが、早期健全化基準は、市町村の財政規模に応じて定められ、本町は14.15%、財政再生基準は、旧再建法の起債制限の基準を用い、市町村は20%とされており、本町は、この基準を下回っています。

次に、2つ目の指標である、連結実質赤字比率です。この指標は、すべての会計の赤字と黒字を合算して、全体としての赤字の程度を指標化し、全体の財政運営の深刻度を示すものです。連結実質赤字比率は、マイナス12.77%となっています。この指標の基準ですが、早期健全化基準は、実質赤字比率の早期健全化基準に5%を加算し、本町は19.15%、財政再生基準は、同様の観点から、実質赤字比率の財政再生基準に10%を加算し、市町村は30%とされており、本町は、この基準を下回っています。

次に、3つ目の指標である、実質公債費比率です。この指標は、借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。実質公債費比率は8.1%となっています。

この指標の基準ですが、早期健全化基準は、一般単独事業の許可が制限される25%、財政再生基準は、同様に公共事業等について許可が制限される35%とされており、本町は、この基準を下回っています。

次に、4つ目の指標である、将来負担比率です。この指標は、借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の額の大きさを指標化し、将来、財政を圧迫

する可能性が高いかどうかを示すものです。将来負担比率は9.6%となっています。この指標の基準ですが、早期健全化基準として350%とされており、本町は、この基準を下回っています。

2ページをお願いします。次に、斑鳩町における資金不足比率の状況です。

この指標は、公営企業会計の資金不足を、料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。水道事業会計は3億7,970万4千円の剰余額、下水道事業会計は1億529万2千円の剰余額が、それぞれあり、いずれの会計においても資金不足は生じておりません。

以上で、令和5年度決算における健全化判断比率等の状況についての報告といたします。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けします。 伴委員。

伴委員

ちょっとどこで質問したら分からないんで、質問させていただきたいんですが、決算付属参考資料の一番最後の財政の、一般会計の財政見通しのところなんですが、これの令和15年、未来ですね、令和15年度の一番下のところ、地方債の現在の残高とか、そのあたりも下がり、その代わり基金とかそのあたりも下がりという、スリムな、ここで質問させてもらってよろしいですか、委員長。

その中で結局経常収支比率、結局硬直化、入ってきたお金がほとんど使い道が決まっている、96%、今現在に比べ、なおかつもう決まってしまうというような形になっているんですか、この辺りの考え方そのあたりをちょっとお聞きしたいんですけど。

委員長

中尾政策財政課長。

政策財政
課長

こちらの経常収支比率につきましては、人件費ですとか扶助費などの義務的な経費の割合でございまして、今後も障害福祉サービスをはじめとした扶助費につきましては、増加していく見込みでありますことから、こういった推計となっております。

伴委員	どうしても必要な部分というのが、行政の場合、特に福祉関係でこれからも十分増大していくというのはよく分かるんですけど、非常に地方債の残高とか、この辺り下がり、町の経営としてはこれは今に比べて健全化していく、楽になっていっているのか、今、ちょっと議長が質問されたものと被るかも分かりませんが、だんだんしんどくなっていく方向になっていく、スリムにはみえるんですけども、これはどっちの方向向いてまんねやろ。
委員長	西巻総務部長。
総務部長	ただ今の伴委員のご質問なんですけれども、経常収支比率を見ていただければ、一定の高さで上がっていくと。こういった中、伴委員さんがおっしゃいますように、財政の硬直化はしていくだろうと。ただ、斑鳩町のサービス水準ということを考えますと、他の市町村と比べてどうなのかといった面から見ましても、私どもは、こういった高い状況の中にあってもサービスを提供していけるのかと。 一方、町債ですね。この残高と見てもらいますと、現状の事業を想定した中で、組ませていただいている推計でございます。今後、例えば学校施設とか、そういったものがあれば、ただちにそういったものも盛り込みまして、財政推計をやり直した中で、見直した中で財政運営をとってまいります。 そういったもので、この財政推計も甘く見れば甘くできる、辛く見れば辛くできる、本町の場合は将来の財政のことも考えまして、辛いめで見えております。そうした中の見通しでございますので、ご理解いただければなというふうに思っております。以上です。
伴委員	今ので、ニュアンスはよく分かりました。そしてなおかつ未来ですんで、学校、特にお金がかかる、その代わりにまた若い方が人口として増える可能性もある。そのあたりも、いろんなそういうような要素があるんで、今の時点から辛いめで見えていただいているということで理解させていただきました。以上です。
委員長	ほかにございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、健全化判断比率報告に対する質疑を終結します。

続いて、認定第2号 令和5年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、一般会計歳入全般の審査を行います。

理事者の説明を求めます。 西巻総務部長。

総務部長

はじめに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

総務部長

失礼して、着席してご説明をさせていただきます。

説明に際して用います資料は、8月19日に議員懇談会資料でお配りした、資料13の主要な施策の成果報告書(資料編)と、資料14の決算附属参考資料となります。よろしくお願いします。

それでは、一般会計の歳入決算の状況についてご説明します。資料13の主要な施策の成果報告書(資料編)の3ページをお願いします。

第2表 令和5年度一般会計歳入決算の内訳をご覧ください。歳入決算額は、第2表の最終行の表側25の合計、決算額の欄ですが116億2,440万3千円で、前年度と比較して2億1,406万円、1.9%の増となっています。

主な歳入の内容です。表側1の町税は31億2,100万円で、前年度と比較して2,228万1千円、0.7%の増となっています。

その内訳ですが、4ページの第3表 令和5年度町税決算の状況をお願いします。表頭の比較の欄です。町民税の法人が大きく減収となったものの、個人町民税、固定資産税が増収しております。

次に、目的税である都市計画税の用途状況ですが、恐れ入りますが、資料14の決算附属参考資料の2ページをお願いします。

都市計画税収入額は、下段の表の真ん中の欄ですが1億3,582万円で、下水道事業、そして、これまでの都市計画事業の財源として借入れを行った町

債の償還に要する一般財源である、都市計画税充当可能額4億77万9千円に全額を充当しており、充当割合は33.9%となっています。

恐れ入りますが、資料13の3ページにお戻りください。表側4の財産収入は4,198万7千円で、旧町営正隆寺団地の土地売却収入、マルシェ・宿泊施設等事業用地の賃貸料などが増額となったことから、前年度と比較して、2,558万6千円の増となっています。

表側6の繰入金は7,912万1千円で、JR法隆寺駅周辺整備事業等の将来償還対策として積立てしていた減債基金を取り崩したことから、前年度と比較して6,601万9千円の増となっています。

表側8の諸収入は1億4,577万5千円で、後期高齢者医療給付費市町村負担金等の過年度精算金などが減額となったことから、前年度と比較して、1,009万1千円、6.5%の減となっています。

表側13の株式等譲渡所得割交付金は5,134万5千円で、株価の上昇などにより、前年度と比較して2,305万9千円の増となっています。

表側15の地方消費税交付金は5億5,487万6千円で、前年度と比較して306万3千円、0.5%の減となっています。このうち、社会保障財源交付金分の状況です。

恐れ入りますが、資料14の4ページをお願いします。社会保障財源交付金収入額は、下段の表の真ん中の欄ですが3億3,040万5千円で、社会保障施策に要する一般財源である社会保障財源交付金充当可能額20億6,481万1千円に全額を充当しており、充当割合は16.0%となっています。

恐れ入りますが、資料13の3ページにお戻りください。表側19の地方交付税は32億6,825万5千円で、税収等の増により基準財政収入額が増加したものの、それ以上に基準財政需要額が増加したことから、前年度と比較して3,003万4千円、0.9%の増となっています。

表側21の国庫支出金は20億5,173万3千円で、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種事業関連国庫支出金などが減額となったものの、認定こども園施設整備交付金、地方創生臨時交付金、観光再始動事業委託金などが増額となったことから、前年度と比較して2億6,703万円、15.0%の増となっています。

表側22の県支出金は7億3,430万2千円で、震災対策農業水利施設整

備事業費補助金、子ども医療費補助金などが増額となったものの、地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金、参議院議員選挙費委託金、施設型給付費等負担金などが減額となったことから、前年度と比較して2,872万8千円、3.8%の減となっています。

最後に、表側23の町債は3億5,730万円で、公共施設等照明設備改修事業債などが増額となったものの、防災基盤整備事業債、臨時財政対策債、学校教育施設等整備事業債などが減額となったことから、前年度と比較して1億10万円、21.9%の減となっています。

以上で、歳入決算の状況につきましての概要説明といたします。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

委員長

説明が終わりました。一般会計歳入全般の質疑は、のちほど、総務費の歳出のところでお受けします。

ここで、理事者入れ替えのため、10時30分まで休憩します。

(午前10時11分 休憩)

(午前10時30分 再開)

委員長

再開します。

それでは、総務部・会計室・議会事務局所管に係る決算審査を行います。

初めに、第1款 議会費について、説明を求めます。 福田議会事務局長。

議会事務局
局長

おはようございます。

それでは、第1款 議会費の決算の概要について、ご説明申し上げます。

主要な施策の成果報告書、資料編の9ページをご覧ください。

第1目 議会費ですが、主な支出内容は議員及び職員の人件費、町議会の運営等に要する費用となっており9,295万47円を支出しております。

施策の実施内容については定例会、臨時会、及び各委員会を開催を開催するとともに、会議録の作成や議会だよりの発行を行っております。

以上、簡単ではございますが、議会費の決算概要の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます

委員長 説明が終わりましたので、第1款 議会費について、質疑をお受けしますが、質疑・答弁がスムーズに行えますよう、ご質問の際には、関係資料等の資料名、資料番号、ページ数などをお示しいただきまして質問していただきますよう、お願いいたします。

それでは、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって、第1款 議会費に対する質疑を終結します。

次に、第2款 総務費について、説明を求めます。 西巻総務部長。

総務部長 それでは、総務部及び会計室が所管する、第2款 総務費に係る決算の概要についてご説明いたします。失礼して、着席してご説明をさせていただきます。

資料13の令和5年度主要な施策の成果報告書（資料編）の10ページをお願いします。

第2款 総務費、第1項 総務管理費です。第1目 一般管理費です。総務部が所管する主な支出は、特別職及び一般職の人件費等のほか、地域集会所施設整備等の支援、地域交流館の整備、参加と協働のまちづくりの推進などに要する費用となっています。なお、予算現額のうち1億3,225万7千円を地域交流館整備事業として令和6年度に予算を繰越しています。

下段の、職員の健康管理では、職員の健康診断、ストレスチェック等に加え、職員のメンタルケアの取組みとして、令和5年度から新たに、公認心理師による対面型の職員カウンセリングを行いました。

11ページをお願いします。中ほどの、出退勤管理システムの導入では、職員の出退勤時間、時間外勤務や休暇などの情報を一元的に管理することができる出退勤管理システムを導入しました。

その下の、働き方改革の推進では、働き方改革を推進するため、職員アンケート調査を実施し、令和5年11月にハラスメント防止および対応に関する指針を改正、また、令和6年4月に働き方改革に関する指針及びカスタマーハラ

スメントに関する対応指針を策定いたしました。

12ページをお願いします。中ほどの、地域交流館の整備では、龍田西地区における地域交流館の建設に着手し、年度内の工事完了を予定していましたが、不測の事態により工期を延長し、令和6年度に予算を繰越しています。

14ページをお願いします。第2目 文書広報費です。町広報紙の発行のほか、町ホームページの運用などに要する費用が主な支出となっています。

15ページをお願いします。第3目 財政管理費です。ふるさと納税事務では、町内事業者に対して返礼品の提案を募集し、随時追加するとともに、インターネットで申込みができる、ふるさと納税ポータルサイトによる寄附の募集を引き続き行っています。ふるさと納税等の状況ですが、最終行の合計をご覧ください。受入額は、件数で714件、金額にして1,897万3,487円となっています。

16ページをお願いします。第4目 会計管理費です。源泉徴収票等の郵送のほか、歳入歳出決算書の印刷、指定金融機関派出手数料などに要する費用が主な支出となっています。

第5目 財産管理費です。はじめに、役場庁舎照明設備のLED化では、斑鳩町地球温暖化対策実行計画に基づき、照明設備のLED化改修工事を行いました。次に、役場庁舎の維持管理では、電話交換機の更新にあわせて、各課ダイヤルイン（直通電話番号）及び全通話録音システムを導入しました。次に、コピーの維持管理では、庁舎内のコピー機のリース期間満了に伴い、維持管理費用の削減や事務の効率化を図るため、各課に設置しているプリンタをコピー機に更新するとともに、出先機関のコピー機についてもあわせて更新しました。

17ページをお願いします。基金の管理・活用では、後年度の財政負担の軽減等を図るため、令和4年度決算剰余金の一部を財政調整基金へ積み立てました。また、藤ノ木古墳周辺環境の整備に要する費用に充てるため、財政調整基金から1,400万円を取崩ししています。次に、役場庁舎の充実では、庁舎内防犯カメラを増設するとともに、電話交換室LAN配線工事などを行っています。

18ページをお願いします。第6目 企画費です。総務部が所管する主な支出は、事務のOA化の推進のほか、男女共同参画社会の推進などに要する費用

となっています。中ほどの事務のＯＡ化の推進では、令和５年度は、ＬＧＷＡＮ系ネットワーク拠点の追加や、自治体情報システムの標準化・共通化に向けた調査等を行いました。次に、まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進では、企業版ふるさと納税として、奈良中央信用金庫様から１００万円の寄附を受入れ、不登校対策の充実事業に活用しました。

１９ページをお願いします。中ほどの女性総合相談の実施では、女性の人権を侵害する深刻な問題や、女性が抱えるさまざまな問題に対して相談・助言を行い、相談者自らが問題解決できる糸口を提供するため、引き続き相談窓口を設置しました。

２１ページをお願いします。第８目 交通安全対策費です。総務部が所管する主な支出は、交通安全対策の推進のほか、放置自転車の防止、高齢者運転免許自主返納の支援などに要する費用となっています。

２２ページをお願いします。高齢者運転免許自主返納の支援では、高齢者の自動車等の運転による交通事故の抑制を図るため、引き続き、運転免許証を自主返納した高齢者を支援しました。交付件数は９７人となっています。

第９目 自転車等駐車場運営費です。施設の維持管理・運営に要する費用が主な支出となっています。

２３ページをお願いします。第１０目 防犯対策費です。地域防犯体制の充実のほか、自治会防犯灯の新設及び維持管理等への助成、防犯カメラの維持管理、自治会防犯カメラ設置への助成、特殊詐欺等被害防止対策機器購入費の助成などに要する費用が主な支出となっています。下段の防犯カメラの維持管理では、登下校時の子どもの安全確保のため、通学路等に設置している防犯カメラについて、令和５年度から２か年計画で増設をすすめており、令和５年度は９台増設し、現在２９台を運用しています。

２４ページをお願いします。自治会防犯カメラ設置への助成では、安全で安心なまちづくりを推進し、自発的な防犯活動を支援するため、引き続き、防犯カメラを設置しようとする自治会等に対し、設置費用の一部を助成しました。助成件数は、２件となっています。

次に、特殊詐欺等被害防止対策機器購入費の助成では、悪質電話による高齢者の特殊詐欺等の犯罪被害を未然に防止するため、引き続き、自動応答録音機能を有する被害防止対策機器を購入される人に対して、その費用の一部を助成

しました。助成件数は60件となっています。次に、空き家対策の実施では、適正な管理の促進と、固定資産税納税通知書に空き家の適正管理に関するチラシを同封し、所有者への啓発を呼びかけるとともに、空き家相談等を実施しました。令和5年度は、6組10名が空き家セミナー等に参加されました。

25ページをお願いします。第12目 能登半島地震災害支援対策費です。

能登半島地震被災地への職員の応援派遣に要する費用について支出しています。令和6年1月31日～4月4日のうち、のべ77日間、石川県穴水町に対して、8名の職員を派遣し、建物被害認定、避難所運営支援等の業務に従事いたしました。

26ページをお願いします。第2項 徴税費です。

はじめに、第1目 税務総務費です。職員の人件費のほか、他団体との協力連携などに要する費用が主な支出となっています。

続きまして、第2目 賦課徴収費です。町税の賦課徴収事務のほか、町税の過誤納償還金などに要する費用が主な支出となっています。滞納処分の実施状況として、滞納整理の早期着手と、誠意のない滞納者に対する滞納処分等、関係法令等に基づき、徴収事務に努めました。滞納処分の実施状況は、差押が13件、交付要求が5件の合計18件、滞納額324万3千円について処分を行いました。このうち、換価または配当があったものは15件、280万9千円となっています。

27ページをお願いします。町税の収納状況です。はじめに、現年課税分の収納率は、上段の表の一番下の右の欄ですが、前年度と比較して0.1ポイントマイナスの99.4%となっています。滞納繰越分の収納率は、下段の表の一番下の右の欄ですが、前年度と比較して7.6ポイントマイナスの41.1%となっています。

28ページをお願いします。不納欠損処分の状況です。不納欠損処分は、一番下の行ですが、実人数19人、延べ件数23件で、不納欠損処分額は80万5,215円となっています。

32ページをお願いします。第4項 選挙費です。はじめに、第1目 選挙管理委員会費です。選挙管理委員会の運営に要する費用を支出しています。

続きまして、第2目 常時啓発費です。選挙啓発の推進に要する費用を支出しています。

続きまして、第3目 奈良県知事・議会議員選挙費です。令和5年4月9日執行の奈良県知事・議会議員選挙の執行に要する費用を支出しています。

33ページをお願いします。第4目 斑鳩町議会議員選挙費です。令和5年4月23日執行の斑鳩町議会議員選挙の執行に要する費用を支出しています。

34ページをお願いします。第5項 統計調査費 第1目 指定統計調査費です。総務部が所管する調査として、令和5年住宅・土地統計調査を実施しました。

続きまして、第6項 監査委員費 第1目 監査委員費です。毎月の例月出納検査をはじめ、一般会計等の決算審査と、財政健全化審査、定期監査、財政援助団体等監査を実施していただきました。

以上で、第2款 総務費のうち、総務部及び会計室が所管する、決算の概要説明とします。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、第2款 総務費について、質疑をお受けします。
また、ここで、歳入全般についても、あわせて質疑をお受けいたします。
齋藤委員。

齋藤委員 資料編の4ページをお願いします。
ひとつ目は、法人税が昨年度と比べると19.1%減少となっているということは、企業の業績が悪化しているということなのか、それとも何か倒産があったということなのか、斑鳩町の企業が弱くなっているということなのか、その辺の事情を教えてくださいと思います。お願いします。

委員長 真弓税務課長。

税務課長 まず、法人町民税なんですけれども、法人税割と均等割の組合せで構成されておりまして、それぞれ納税比は令和4年度と比較して微増となっています。
次に、法人税割なんですけれども、調定ベースで昨年と比較しますと1,485万1千円減少しております。

課税の仕組みといたしましては、国税であります法人税の税額に6%を乗じて算出いたしますことから、一部法人の課税所得の減により減少したものと考

えております。

次に均等割については、同じく調定ベースで昨年と比較しますと356万5千円減少しております。課税の仕組みといたしましては、資本金や従業者数によりまして9つに区分されておりました、例えば、2号法人でありましたら資本金が1千万円以下で従業者数が50人を超えるというようなことになってまして、金額は12万円となっております。

先ほどの区分の変更などによりまして、均等割については減少したというところでございます。

齋藤委員 ということは、業績が悪化してきてるから法人税が減ったという意味じゃなくて、そういう仕組でもってこうやって減ってしまったということで理解してよろしいでしょうか。

税務課長 先ほど、法人税割が1,400万円程度ということですので、ただ、先ほど説明しましたとおり税額の6%ということですので、斑鳩町として持つてゐる資料としましては、いわゆる売上げが下がって下がったのか、それとも設備投資をされて経費が増えて下がったのかというところが分からない状態でありま

す。

ですので、一概に、業績が悪化したのか、というところでありますけれども、法人数がほとんど変わっていないというところから考えますと、そういうことではないのかなというふうには考えております。

齋藤委員 分かりました。ありがとうございます。

それから次にですね、固定資産税が1%増えているということは、これは新規の住宅が、新しい住宅が建築されて、それがこの固定資産税に反映されているから増えているということで理解してよろしいのでしょうか。

税務課長 おっしゃるとおりでございます。固定資産税といいますと土地、家屋、償却資産とあるわけなんですけれども、家屋につきましては毎年やはり150棟前後ですかね、増えておりますので、仮に、1棟当たり10万円としますと1,500万円というような形で大きな伸びのひとつにはなっております。

齋藤委員 ありがとうございます。次に14ページですけども、一番下のところ、ホームページの充実ということで、アクセス数が昨年よりも減っているということは、やはり住民がホームページを見なくなったということなのか。せっかく斑鳩町としては情報をホームページに出してるのにアクセス数が減ってるというのは、どういう理由があるのか、教えてもらえませんか。

委員長 松岡総務課長。

総務課長 アクセス数の件でございますけれども、令和4年度と比較いたしますとアクセスは減少しているというような状況が見られるわけなんですけれども、令和2年度から令和4年度にかけては、新型コロナウイルス関連のページにアクセスが集中したことから、かなり多くの数字になっているというような状況でございます。

ちなみに、コロナ禍前の令和元年度で申しあげますと32万件でございますので、これからいたしますと、かなりの伸びというような状況ではございますので、令和2年度から令和4年度がある種、特殊な状況においての数字であったということからいたしますと、一定、数字は減少しておりますものの情報収集のツールとしては活用されているものと、町としては認識しているところでございます。

齋藤委員 ありがとうございます。引き続き、ホームページの充実をお願いしたいと思います。

それから15ページですけども、二つ目のところ、ふるさと納税の事務のところですけども、去年と比べますと令和4年度は1,021万円の事務費、令和5年度が742万円となっておりますけども、これはサイトを減らしたのか、それとも何か特別な努力で減ったのか、その辺を教えてもらっていいでしょうか。

委員長 中尾政策財政課長。

政策財政 課長	こちら事務費の減につきましては、令和４年度と令和５年度比較いたしましたし、納税の額が減っておりますことから、ふるさと納税のお礼の品の報償費のほうで１００万円程度、減額となっております。 その他につきましては、令和４年度にふるさと納税のシステムを導入した単年度の経費、あとマルシェへの用地にふるさと納税の碑を建立させていただきました。その経費がございましたので、２８０万円程度、減少となっております。
齋藤委員	もうひとつ、ふるさと納税ですけども、令和５年度のふるさと納税で受入れが７１４件、１，８９７万円となっておりますけれども、逆に、斑鳩町から出ていったふるさと納税というのはどのくらいの額なのか、教えてもらえませんでしょうか。
委員長	真弓税務課長。
税務課長	寄附金控除の調査がございますので、そちらの数字でご説明させていただきますと、令和５年度では２，００３人の方、金額にしまして７，７００万円程度の税額が影響を受けているということでございます。
齋藤委員	これは前年度と比べて幾らかというのは分かりませんか。
税務課長	同じ寄附金控除の調査でいきますと、昨年度が１，６８８人、金額にしまして６，５００万円程度ということでございます。
齋藤委員	ふるさと納税も増えてますけども、とんとんくらいにできればうれしいなという感想でございます。 それから、１８ページですけども、真ん中のところにまち・ひと・しごと創生総合戦略の推進ということで、奈良中央信用金庫さんから１００万円頂いておりますけども、具体的な使い道というのは不登校対策とありますけども、具体的にはどのような対策をされたのか、教えてもらえませんでしょうか。

委員長	内容は教育委員会のほうになるんですけど、教育長、今、答えられますか。
委員長	山本教育長。
教育長	また教育委員のほうで。
委員長	齋藤委員。
齋藤委員	すみません、ひとつ戻ります。１７ページですけども、藤ノ木古墳の整備を行って１，４００万円充当したと。これも違いますか。
委員長	それも内容的にいうと。
齋藤委員	すみません。 それから２３ページの一番下の防犯カメラの件なんですけども、去年と比べますと、去年は２０台で３３８万円支出されておりまして、今年は９台増設して２９台になって２０８万円の支出ということで安くなっていますけども、これはどのようなことで安くなったのか。 防犯カメラの単価が安くなったのか、その辺のところを教えてもらえないでしょうか。
委員長	曾谷安全安心課長。
安全安心 課長	今、お尋ねの件ですけども、平成２９年度から防犯カメラの設置を随時させていただいているところでございます。 平成２９年度分のリース料が５年リースの部分が減額になっておりますので、そこが皆減という形になっております。 １台当たりの単価につきましては、各年度約９０万円程度になりますので、ほとんど変わらない、単価では変わっておりません。リースの切れてるところが皆減という形になっております。

齋藤委員 分かりました。ということは1台90万円で、5年ということは1年間で20万円弱の費用がかかっていると。それで5年でリースが切れるから、切れたものから費用が減っていったというふうに理解してよろしいでしょうか。

安全安心
課長 おっしゃるとおりでございます。

齋藤委員 あと24ページの一番下ですけども、いつもの空き家の件が問題がありましてですね、空き家対策でせつかくの空き家を有効利用できないかとか、それから放っておくと朽ちてしてしまって、近隣から苦情が出るとかという話が出てきますけども、この空き家セミナーの開催、空き家相談会の開催とありますけども、これは具体的にはどのような形でセミナー、相談会されて、成果はどのようにあったのか、分かる範囲内で教えてもらえませんかでしょうか。

安全安心
課長 毎年、平群町さんと合同で空き家コンシェルジュさんをお願いをいたしましてセミナーのほうを開催をさせていただいております。

隔年で平群町さんで実施、昨年度は本町のほうでセミナーのほう開催をご案内したところ、6組10名の方がお越しいただいたという形になっております。

相談内容につきましては、個々の個人情報等になりますので、具体的な情報というのは我々持ち合わせてないところでございますが、そういうセミナーを通じて、空き家の利活用を所有者の方にアナウンスができればというふうに考えておるところでございます。

委員長 ほかにございませんか。 溝部委員。

溝部委員 ちょっと教えていただきたいんですけども、歳入歳出決算書の7ページ、収入未済額の13番、分担金及び負担金のこの分担金の収入未済額2万3千円というのは、たぶん、去年もおととしも決算で上がったのかなと思うんですけども、これは内容は一体どういうものなのかというのを、ちょっと教えていただきたいんですけども。

委員長	それは分かりますか。 西巻総務部長。
総務部長	ちょっと今、その数字については持ち合わせておりません。後ほど調べさ ましてご報告をさせていただきます。すみません。
溝部委員	すみません、では14番の使用料及び手数料のところの収入未済額もあると 思いますので、これもちょっと教えてもらえたらと思いますのでお願いしま す。 あと一個、先ほどの主要な施策の成果報告書の11ページの真ん中、働き方 改革の推進ということで、令和5年11月にハラスメント防止及び対応に関す る指針を改正されたということで、先ほどダイヤルインとかも、録音とかも始 めてはると思うんですけれども、これの効果について、どういう効果があった のかというのを伺いたいたいですけれども。
委員長	松岡総務課長。
総務課長	カスタマーハラスメントに関する対応指針について策定したことに関する効 果ということでございますけれども、職員といたしまして、カスタマーハラス メントに対して組織的に対応していくものであることということ、それとカス タマーハラスメントの判断のよりどころとなるものであること、こうしたこと から、職員の職務上のストレスの軽減、カスタマーハラスメントに関するスト レスの軽減につながったというような効果としてはあったのかなというふうに 理解しております。 しかしながら、これを数字で何か指標でもってお示しするということには ないというところでご理解を賜りたいと思います。
委員長	奥村委員。
奥村委員	主要な施策の成果報告書の24ページの、自治会防犯カメラ設置への助成と いうところですが、自治会関係の方からご質問いただいたんですけど も、この申請をする際に、何かそういう、ひとつの町としての条件というか、

こういうことを網羅していないと助成はできませんよとか、そういうようなことはないでしょうか。

委員長

曾谷安全安心課長。

安全安心
課長

まず防犯カメラの設置につきましては、前年度に自治会の意向調査というものをさせていただいておりまして、まずそちらのほうで意向調査をした上で新年度のほうに予算を計上させていただいております。

そのときに、今おっしゃっていただいた内容のものを文書化しているものがございます。例えば、隣接の映り込みがする家の方の同意書が必要になります。

もうひとつは、西和警察署のほうに赴いていただきまして、その場所が適当であるかというところについてご助言をいただく機会をつくっていただいて、西和警察署の生活安全課のほうでのアドバイスを受けたあかしを添付いただくという形。

また当然、見積り等々がございますが、主なポイントとしては西和警察署と隣接者の方のご同意があるかどうかというところを、ご案内をさせていただいているところでございます。

奥村委員

ありがとうございます。

それとその下の消費者トラブルへの対応ということで、特殊詐欺被害防止対策の機器購入費の助成というところですが、令和4年度から比べましたら飛躍的に令和5年度は60ということで助成件数が伸びておりますけども、これはやはりどういう背景があるのか教えていただきたいと思います。

安全安心
課長

昨今、高齢者の方々を取り巻くこの犯罪の多様化というところで、やはり特殊電話につきましては固定電話に電話がかかってくるケースがございます。町内でもこの被害を受けられた方もいらっしゃる中で、やはりテレビ等々でこの話題がたくさんあったときには申請が殺到すると。また、広報の告知をさせていただいた後にはまた増加傾向ということもございまして、今この社会情勢の中で自ら守られる手段としての活用をいただいているものと理解していると

ころでございます。

委員長 ほかにございませんか。 横田委員。

横田委員 資料１２の成果報告書の本編の２ページです。

下段のほうにですね、地域防災力の向上ということで書かれておられますけど、戸別受信機が各家庭に配備されたんですけど、要は警報が鳴ってもどんなことが発生してるのか分からないとか、そういった声が聞こえてくるんですけど、住民さんからの声があればちょっと教えていただけますか。

委員長 曾谷安全安心課長。

安全安心
課長 戸別受信機の、無音でというところのご質問なんですけども、こちらのほう
は前々回の一般建物火災のときに、サイレンを吹鳴させるときに違うボタンを
押下してしまいまして、本来、押下するべきでないボタンを押してしまいまし
て、誤作動で無音で何もメッセージが流れてないような状況になってしまいま
した。

こちらのほうについては数件、ご案内・ご質問等もお電話であったところで
して、非常に職員のほう、もしくは宿直者のほうで慌ててしまいまして、違う
ボタンを押した上で誤作動での無音ということで、本来、戸別受信機から放送
されるものについては、先々週の台風の避難情報等のように「自主避難場所は
どちらのほうです」というメッセージが必ず鳴るようになりますので、今回ご
指摘のところについてはおわび申しあげたいというふうに思っております。

横田委員 はい、分かりました。

次に、本編の５ページところで、先ほどもハラスメントのお話がありました
けど、現在のハラスメントの役場での発生状況と対応というところで、分かれ
ばちょっと教えていただきたいというふうに思います。

委員長 松岡総務課長。

総務課長	カスタマーハラスメントの状況でございますけれども、対応指針施行以降、具体的な形で報告が上がった事例は今のところございません。
横田委員	分かりました。 それからもう一点ですね、役場のほうでアクションプランということで、いろいろ活動をいただいているんですけど、こういったアクションプランのその推進の成果とか分かれば教えていただけますか。
委員長	中尾政策財政課長。
政策財政課長	行政改革のアクションプランの成果ということでお答えさせていただきます。 行政改革のアクションプランにつきましては、現在、アクションプランに基づいて実施をしているところでございまして、できるところから順次、進めているといったところではなるんですけれども、細かいところでいきますと事務の改善等によります昨年度、出退勤システムを導入したりですとか、そういった電子化等を進められるところは進めていくといった内容について実施をしているところでございます。 また、昨年度、コピー機等も一括して導入したことによりまして、年間の経費につきましては大幅に削減を見込んでいるところでございます。
横田委員	分かりました。終わります。
委員長	ほかにございませんか。 伴委員。
伴委員	成果報告書の資料編の14ページの上のほうの広報紙の充実なんですが、これの金額の中に、シルバーさんに配布していただいている金額が含まれてるのであれば、その金額を教えてください。
委員長	松岡総務課長。

総務課長	広報等の配布に関する経費につきましては、一般管理費のほうで配布を支出をしてございますので、この文書広報費には含んでいないところではございますけれども、配布の実績についてお答えさせていただきますと、各戸に配布いたしますのに1軒当たり11円で配布をしているところでございます。おおむね1万1,300軒余りを月に2回というような形での配布実績となっておりましてございます。
伴委員	ここで含んでないのに答えていただきましてありがとうございます。 それでしたらその流れでこの金額、1軒当たり11円は町から示した金額か、それともシルバーの団体さんのほうからこの金額でということでおっしゃられた金額なのか、教えてください。
総務課長	令和4年度の実績で申し上げますと、1軒当たり9.9円で実施してございました。これらにつきましては、令和5年度の実施に当たりまして協議もさせていただきました。これにつきまして最低賃金でございましたり、また燃料費物価高騰などの影響を受けまして、そうした背景の中で協議をさせていただいた結果ということで、もちろんシルバー人材センターのほうからもうこういう形でどうですかというようなご提案もある中で、町として協議に応じていったというような状況でございます。
伴委員	協議で決まった金額というのは分かりましたけど、シルバーさんの意向というものがほとんどそれで通ってるかどうか、端的に、そこを教えてください。
総務課長	お申し入れのあった金額と同額となっております。
伴委員	次の質問、もうひとつお願いしたいんですけど、24ページの空き家対策。 私がちょっとお聞きしたいのは、この空き家の対策の中で、こういう形で一番上の固定資産税の納税通知書に、これは私、たしか委員会で、こういうことをされたらどうやろうということをちょっとお話しさせていただいたことも記憶にあるんですが、この反響といいますか、そのあたりはどんなものなのか、これについて実際、納税通知書をもらった人が何かアクションを役場のほう

に、こうやねんけどというような相談があったか、そのあたりを教えていただきたいんですが。

委員長 曾谷安全安心課長。

安全安心 課長 おっしゃるとおり、固定資産税の納税通知書に空き家の適正に関するお知らせを同封させていただいているところでございます。

近年、少子高齢化そして核家族化の進展によりまして、全国的にも空き家が増加しておりまして、それが起因として特定空家等に至るケースもあるところでございます。

また周辺に住まわれている皆様にご迷惑がかからないよう、予防的な観点からお知らせを同封をさせていただいているところでございます。

お知らせを同封することにより、遠方に住まわれてる方、家族の皆様がその初期段階でその関心を持っていただく機会になってると町は認識しているところでございますが、その反響というところまでは実際には把握はしてないところでございます。

伴委員 委員長にちょっとお聞きしたいんですけど、空き地なんかは今ここで質問はできないような状態ですか、これ何かいいますと、空き地も同じで雑草の問題とかあって、納税通知書に入れてほしいという思いがあるんですけど、これはこの場の質問にはならないですかね。

委員長 暫時休憩します。

(午前 11 時 16 分 休憩)

(午前 11 時 16 分 再開)

委員長 再開します。 伴委員。

伴委員 では、ここで質問を終わらせていただきます。

委員長	他にございませんか。 小城委員。
小城委員	資料編の、資料１３番の１４ページのホームページの充実の件のところなんですけども、これも書いてくれてはるとおりホームページの内容だけでなく、このＡＩチャットボットも含んだこの金額ということによろしいでしょうか。
委員長	松岡総務課長。
総務課長	そのとおりでございます。ホームページ使用料が９９万３，３００円、ＡＩチャットボット補修料９２万４千円であります。
小城委員	ありがとうございます。ホームページ、以前に質問させてもらってすごく見やすくなったかなというのは思ってまして、非常に力を入れていただいてるんだなと思うんですけど、今後、ホームページの在り方というのはたぶん変わっていくと思うんですけど、町としてそのホームページに対して金額を維持していくのか、このＡＩチャットボットであったりとか、他の機能に比重を置いていくのか、そのあたり町としての考えをお伺いしていいですか。
総務課長	先ほど件数でも申しあげたところでございますけれども、情報収集のツールとしてホームページ、そのほかＳＮＳの活用も定着していっているところからいたしますと、ホームページに限らずチャットボット、またＬＩＮＥ、フェイスブック、そのほかのＳＮＳについても順次、検討させていただいて、どのような形で情報収集されるのか、またどのような形で発信していくのが適切なのかというところは調査・研究を続けていきたいと思っております。
小城委員	ありがとうございます。そのように時代の変化とともに応じた形でやっていただけたらと思います。 次に、１５ページのふるさと納税のところなんですけども、このふるさと納税に関して、これは令和４年と令和５年でほぼほぼ変わらない収入となるんですかね。だいたい、これぐらいの金額のふるさと納税額になってるんですか、毎年。

委員長	中尾政策財政課長。
政策財政課長	寄附金の受入額につきましては、2千万円前後でここ数年、推移している状況でございます。
小城委員	これって分かる範囲でいいんですけど、近隣の同じような規模であったりとか、奈良県内でだいたい平均といったら、これくらいになるんですか。
政策財政課長	申し訳ございません、ちょっと他団体の数字は今、持ち合わせておりませんので分かりません。
小城委員	ありがとうございます。そうですね、斑鳩町としてこのあたりが頭打ちなのか、まだまだ町としてもっと寄附金ももらえる方策であったり考えというところというのはどのようにお考えかというのを伺いできますでしょうか。
政策財政課長	寄附金の受入額自体は若干、頭打ちのところに来ているのかなというところがありますけれども、どうしても制度の趣旨とは違う形でお肉ですとか海産物ですとか、そういったところに人気が集中するといったところが生まれておりますので、なかなか寄附の受入額を大幅に伸ばしていくというのは難しい状況かなというところではあるんですけれども、返礼品の内容の充実ですとか啓発ですとか、まだできることはないかというところは担当課でも調査・研究して進めていきたいというふうに考えております。
小城委員	ありがとうございます。今おっしゃっていただいたとおり、どこまでが寄附する人にはまるかというのは分かりませんが、斑鳩町もかなりの資源という、ほかの人から見たらすごい価値のあるものがたくさんあると思うので、そのあたりぜひとも充実していただければと思います。以上です。
委員長	ほかにございませんか。 安藤会計管理者。

会計管理者 先ほど、溝部委員さんがおっしゃいました決算書の分担金、そして、使用料の未納の分でございます。

この2万3千円につきましては、保育園の保育料の未納分ということとなっております。34万3,300円につきましては、町営住宅の家賃の未納分となっております。ちなみに500円というのがございますけれども、こちらのほうはし尿処理手数料の未納分というふうになっています。これらにつきましては、翌年度へ繰越しをして、引き続いて収納していくという形になっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

委員長 溝部委員。

溝部委員 ありがとうございます。ではさっきの2万3千円の保育料の保育園でしたっけ。分担金及び負担金2万3千円とかだったら、同じ数字なんですけど同じ人ということでもないんですよね。

会計管理者 詳細につきましては分かりかねますので、担当課のほうでお願いしたいと思います。

溝部委員 はい、すみません。
これは利息というか延滞金、そういうのは発生するんですか。

委員長 暫時休憩します。

(午前11時23分 休憩)

(午前11時23分 再開)

委員長 再開します。 安藤会計管理者。

会計管理者 そのあたりにつきましても、申し訳ございませんが、担当課のほうでお願いしたいと思います。

委員長	保育料と町営住宅とし尿手数料になりますので、総務部のほうだと部外になってしまうかなと思いますので、また、後ほどの担当のところでご質疑いただければと思います。
溝部委員	はい、分かりました。
委員長	ほかにございませんか。 (な し)
委員長	それではこれをもって、第２款 総務費に対する質疑を終結します。 次に、第６款 商工費について、説明を求めます。 西巻総務部長。
総務部長	それでは、総務部が所管する、第６款 商工費に係る決算の概要についてご説明いたします。 資料１３の主要な施策の成果報告書（資料編）の１０７ページをお願いします。第６款 商工費、第１項 商工費です。 第１目 商工総務費です。総務部が所管する主な支出は、消費者被害の未然防止のほか、消費者相談の実施に要する費用となっています。 消費者相談の実施では、引き続き、消費生活相談員による消費生活相談窓口を開設しています。相談件数は７２件となっています。 以上で、第６款 商工費のうち、総務部が所管する、決算の概要といたします。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。
委員長	説明が終わりましたので、第６款 商工費について、質疑をお受けします。 (な し)
委員長	これをもって、第６款 商工費に対する質疑を終結します。 次に、第８款 消防費について、説明を求めます。 西巻総務部長。

総務部長

それでは、第8款 消防費に係る、決算の概要について、ご説明いたします。失礼して、着席して説明をさせていただきます。

資料13の主要な施策の成果報告書（資料編）の121ページをお願いします。

はじめに、第1目 常備消防費です。奈良県広域消防組合の運営経費について支出しています。

続きまして、第2目 非常備消防費です。122ページをお願いします。

デジタル防災行政無線システムの整備では、災害発生時等の防災情報の伝達を円滑かつ確実に行うとともに、伝達手段の高度化・重層化を図るため、デジタル防災行政無線システムの放送内容を確認できる戸別受信機の設置を希望された住民等に対して、無償で貸与しました。設置台数は、全体で1,503台となっています。

123ページをお願いします。第3目 消防施設費です。はじめに、消防施設の維持管理では、引き続き、経年により表示が劣化している町内防火水槽標識を改修するとともに、第3分団詰所の駐車場の擁壁修繕を行いました。次に、消火栓の充実では、令和5年度は、大字岡本において施工された消火栓の移設工事の費用を支出しています。

124ページをお願いします。第4目 水防費です。水利調整に要する費用について支出するとともに、令和5年6月2日豪雨の災害対策及び応急対策に要した費用について支出しています。

続きまして、第5目 災害対策費です。はじめに、災害物資の備蓄では、災害発生時の住民の生活を確保するため、必要な食糧等の備蓄を計画的にすすめました。

125ページをお願いします。避難所施設の充実では、龍田西地区地域交流館で使用する仮設トイレ、発電機などを購入しました。

中ほどの、防災ハザードマップの作成では、在庫が減少している「防災ハザードマップ」を400部増し刷りするとともに、自らが生活する地域の水害の危険性を実感できるように、町中に水害発生時に最大浸水深を表示する「まるごとまちごとハザードマップ」を14か所設置いたしました。

126ページをお願いします。地区別防災訓練の実施では、斑鳩町消防団の協力のもと、児童防災リーダー夏休み学習会を開催するとともに、斑鳩東小学

校において、奈良県警察、奈良県広域消防組合、斑鳩町栄養士会などのご協力のもと、約８００人の参加のもと、斑鳩町防災訓練を実施しました。

また、法隆寺境内において、法隆寺及び斑鳩町の共催で、法隆寺総合防災訓練を実施しました。

以上で、第８款 消防費に係る、決算の概要説明とします。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、第８款 消防費について、質疑をお受けします。
齋藤委員。

齋藤委員 １２２ページのところですけども、デジタル防災無線のシステム整備とありまして、７，７５２万円支出とありますが、これは毎年支出になるものか、今年だけのものなのか、その辺のところを教えてもらえないでしょうか。

委員長 曾谷安全安心課長。

安全安心 令和４年度にデジタル防災行政無線システムの構築をいたしまして、令和５年度では、それを戸別で受信できます戸別受信機の整備を行ったところでございます。

こちらについては、令和５年度での整備ということで、また台数が必要な場合にはまた経費として必要になってきますが、単年度で終了という形でご理解いただきたいと思います。

齋藤委員 分かりました。ということは、これ戸別受信機１，５０３台購入した分のお金ということで理解してよろしいでしょうか。

安全安心 おっしゃるとおりでございます。

課長

齋藤委員 それから、ちょうどその上のほうですね、ちょっとどこに聞いたらいいのか分からないのですけども、サイレンの音が、最近、火災とかでよく鳴るんですけども、私の近く三郷町と平群町の境のところでありましてですね。どこの

町のサイレンなのかよく分からなかったりということがありましてですね。何かそういうサイレンの音をPRするというかですね、分かるように何かできないものかなというふうなことを。サイレンが鳴るたびに次の朝に住民から言われるんです。昨日どこで火事があったのと。何かそういうのが、やはり火事でしたら、それこそ隣の家が火事になったのかも分かりませんし、そういうのが分かるような方法みたいなものがないものかなと思いますけども。

委員長 答弁できますか。 曾谷安全安心課長。

安全安心 今おっしゃっていただいているサイレンの吹鳴につきましては、一般建物火災のときだけ、サイレンの吹鳴をさせていただいているところでございます。

もう一種類ございまして、水防警報を鳴らす場合、河川が増水し、直ちに避難をいただく場合については、水防信号のほう、こちらのほうも水防法のほうで鳴らし方の吹鳴時間等ございますので、こちらのほうにつきましても、また広報であるとかでお知らせをさせていただきたいと思います。

また、火災が発生しているか否かにつきましては、町の防災情報メールのほうを登録いただきますと、一般建物火災の場合と林野火災の場合につきましては、防災情報メールの中で火災情報をチェック入れてる方については必ずメールの配信をさせていただいております。

また、奈良県広域消防組合のホームページのほうのトップ画面のところで、指令が入った時点で、斑鳩町の例えば役場の付近でしたら、「法隆寺西3丁目付近で一般建物火災が発生してます」というアナウンスがホームページ上で閲覧できますので、そちらのほうをご確認いただければ速やかに確認できるかなというふうに思っております。

齋藤委員 この場で言うのがふさわしいかどうか分かりませんが、例えば、今度ハザードマップをつくるときに何かそういうサイレンの音を、「これがこんなんです」みたいな形で入れてくれたり、もしくは広報でできるときに書いてくれたらありがたいかなというふうに思います。

安全安心 先ほどもちょっと申しあげましたが、また広報のほうで防災情報の月間等、

課長 もしくは何らかの形でご案内をさせていただくときには、吹鳴の方法のパターンについては、お知らせをさせていただきたいなというふうに思っております。

齋藤委員 もうひとつ、１２３ページの一番上のところですけども、消防設備の維持管理のところですけども、今、自治会もしくは防災会でこの消防設備、ホースとか維持管理してまして、町からの補助金いただきながら劣化したホースとか盗まれたものの整備しておりますけども、例えば、自治会のないようなところでもし火災が起きた場合は、どのようにそういう、消防設備というのはつけられているのか、その辺のところを教えてもらえませんかでしょうか。

安全安心
課長 今おっしゃっていただいている自治会がないところについては、消火栓の消火器具等のボックスにつきましては、町のほうでは設置場所等は把握しておりません。ですので、またさらに自治会がないところで、その消火栓ボックスの関係のボックスがあるかどうかというところも、町のほうでは把握していないという現状でございます。

齋藤委員 ということは、新しく新興住宅、１０軒とか２０軒とか家が建ちますけども、そういうところで、町としては、自治会があるなしにかかわらず「つけてください」とかそういうふうな指導みたいなものはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

安全安心
課長 例えば、新しく開発をされる区域がありまして、その新しい区域内に消火栓が必要と、付近に消火栓がなくて、その開発地域内で消火栓が必要という形で、奈良県広域消防組合の判断された場合につきましては、その開発事業者に対しまして、開発指導要綱に基づく形で消火栓ボックスを設置いただきたい。

 また、その前段階としてその区域に自治会さんをつくっていただきたいという形の上で、自治会さんの管理物件財産になりますので、そちらのほうについては新たに消火栓が必要という、繰り返しになりますが、奈良県広域消防組合で判断された場合については、消火栓ボックスを設置いただきたいという指示事項を付加させていただいているところでございます。

齋藤委員 ということは、斑鳩町では把握してなくても、そういう消防のほうから指示があつてつけてるということですので、全町的には網羅されてるということで理解してよろしいでしょうか。

安全安心
課長 奈良県広域消防が指導してるのは「消火栓を設置していただきたい」という形ですので、ほぼ消火栓の付近には自治会さん等が設置されてるボックスがあるという認識はございます。

ただ、常備消防も非常備消防での消防団のほうも、そのボックスというものを目掛けて消火をすることではなくて、地域の皆様が消防車が到着するまでの初期消火をするものということで、地域の方が消火栓をまず取られて、ホースがたいがい3本入ってますので、3本60メートル以内で初期消火ができる場合については恐らくしていただいているという形になります。

それを使われている初期消火の部分を使われてる部分のホースについては、また、常備消防もしくは消防団が現着したときに、もうそのまま引き継いで消防車に接続して消火するという場合もありますので、まずその初期消火の器具ということでご理解いただければなというふうに思っております。

委員長 ほかにございませんか。 奥村委員。

奥村委員 資料編の124ページの災害物資の備蓄というところですけども、先日の土曜日に、町の社協の大会がありましたときに、講師の先生が来てくださって、そのときに非常に有益なお話を、災害に関してのお話を伺いましたんですけども、やはり食べ物とか飲み物ということも大事であるけれども、トイレの準備というのが一番大事であるというお話を伺わせていただきました。

昨年、簡易トイレを大変な数を入れていただいたと思うんですけど、これはどれぐらいの数でしたでしょうか。

委員長 曾谷安全安心課長。

安全安心 現在、令和6年度で配備のほうを計画しておりまして、今、契約も終わりま

課長	して今年中には納品される予定でございますが、今のところ今年と来年に分けて7万回できる個数を準備する予定はしております。
奥村委員	7万回と言われましても、何か具体的に分からないんですけれども、斑鳩町の各避難所に皆さんお入りになって、どういうことでしょうか。
委員長	配置の計画とかないんですか。
安全安心 課長	回数でいきますと、1人7回程度、1日想定しまして、1万人程度が避難されてもできるという想定の中で、2か年に分けて購入の計画をしているところでございます。
奥村委員	ありがとうございます。1人が1日7回ということで、1万人と今おっしゃいましたでしょうか。その方たちが何日間ぐらい使えるということでしょうか。
安全安心 課長	1万人避難されるということじゃないですけども、1日分というご理解でいただきたいと思っております。
奥村委員	ありがとうございます。トイレを我慢するというのが一番その災害関連死が増えるというお話も伺いましたんですけれども、一生懸命、町のほうですごく備蓄を増やしていただいているわけなんですけれども、町民さんにはなかなか町としてこれだけ頑張ってくれてるいうところへんが、なかなか理解できないという、見えないし聞いてないし分からないしというところで、東小学校で去年ですね、ああいうようにして防災のいろいろイベントをしていただきましたけれども、今度、西小でもされるわけですね。だからそういうときに町として防災トイレをこういうように考えてるんですよというか、そういうこの啓発というかそういうのもしていただいたらいかがかなと思うんですけれども、また、それと同時に例えば、自治会の役員さんとか防災士さんとか婦人会の元気なご婦人とか、そういう方たちにもどこかで町職員さんとかいろいろな町民さんを巻き込んで、「トイレに関してはこういうように町としては考えてます

よ。ご安心ください」というようなもの、訓練というかそういう啓発活動ということはできないのかなと思うんですけども、そこら辺はいかがでしょうか。

安全安心
課長

ありがとうございます。今まさにこの１１月１０日の西小学校で行う防災訓練に向けまして、防災士さんと自主防災組織の連絡会さんのほうでひとつのブースをつくっていただくこととなっております。

その中で、避難所のトイレの関係についてのご案内、PRをやっていただく計画でいろいろ、もんでいただいているところでございますので、今、委員おっしゃっていただいているような避難所のトイレ関係についても、防災訓練にてPRをさせていただきたいなというふうに考えております。

委員長

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

それではこれをもって、第８款 消防費に対する質疑を終結します。

次に、第１０款 災害復旧費、第１１款 公債費、第１２款 予備費について、あわせて説明を求めます。 西巻総務部長。

総務部長

それでは、第１０款 災害復旧費、第１１款 公債費、第１２款 予備費に係る、決算の概要について、ご説明いたします。

失礼して、着席して説明させていただきます。

資料１３の主要な施策の成果報告書（資料編）の１６６ページをご覧くださいませすでしょうか。

第１０款 災害復旧費です。第１項 農林水産業施設災害復旧費では、第１目 農地災害復旧費で、令和５年６月２日の豪雨により、龍田西３丁目地内農地及び大字法隆寺地内農地の法面が崩落したことから、当該農地法面の復旧工事に対し補助金を交付しました。

続きまして、第２項 公共土木施設災害復旧費の第１目 道路橋りょう災害復旧費で、龍田北１丁目錦ヶ丘地内にて、住宅地のブロック積擁壁の崩落が発

生したことから、住宅地被害の拡大防止と町道の保全、保護、及び住宅地所有者が実施する復旧工事のために、現場に隣接する守谷上池内に仮設道路を築造しました。

168ページをお願いします。第11款 公債費です。町債の残高ですが、最終行の合計をご覧ください。町債状況は、発行額は3億5,730万円、償還額が8億3,730万4千円で、町債残高は、前年度と比較して4億8千万4千円減の69億2,905万7千円となっています。町債の活用については、将来にわたる財政負担を十分に考慮して、その対応を図ってまいりたいと考えています。

169ページをお願いします。最後に、第12款 予備費です。記載のとおり、消防団員災害対応報酬18万3千円のほか、5事業に、合計1,312万8千円を充用しました。

以上で、第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費に係る決算の概要説明とします。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

委員長

ただ今、一括して総務部長から説明を受けましたが、第10款 災害復旧費のうち、第1項 農林水産業施設災害復旧費、第2項 公共土木施設災害復旧費については、都市建設部所管になりますので、この二つの科目を除く、災害復旧費、公債費、予備費について、質疑をお受けします。

(な し)

委員長

これをもって、第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費に対する質疑を終結します。

以上で、総務部・会計室・議会事務局所管に係る決算についての審査を終わります。

理事者入れ替えのため、1時20分まで休憩します。

(午前11時47分 休憩)

(午後 1時20分 再開)

委員長

再開します。

それでは、住民生活部所管に係る決算審査を行います。

初めに、第2款 総務費について、説明を求めます。

栗本住民生活部長。

住民生活
部長

それでは、第2款 総務費のうち、住民生活部が所管いたします決算の概要につきましてご説明申しあげます。失礼して着席をさせていただきます。

主要な施策の成果報告書資料編13ページをお開きください。

第1項 総務管理費、第1目 一般管理費のうち、人権の擁護と啓発の推進についてであります。人権相談の実施については、人権擁護委員により、毎月1回開催をしております。次に、無料法律相談の実施では、奈良弁護士会の弁護士により毎月3回開催し、184件の相談を受け問題解決の支援を行いました。次に、行政相談の実施では、行政相談委員により毎月1回開催し、行政サービスや手続きに関する相談を受け付け、相談者への助言や関係機関への通知を行いました。

次に30ページから31ページの第3項 戸籍住民基本台帳費、第1目 戸籍住民基本台帳費であります。職員人件費、印鑑登録、住民基本台帳、戸籍などの事務に要する費用について支出しました。

はじめに、行財政改革の強化と効率的な行財政経営の、31ページ上段、住民基本台帳ネットワークの運用では、令和5年度のマイナンバーカードの発行は2,729枚で、累計発行枚数は21,554枚、交付率は76.8%となっております。

次に、開かれた町政の推進と発信力の強化の、証明書コンビニ交付サービスの運用では、マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアでの証明書の交付について、令和5年度では、住民票3,255件、印鑑登録証明書3,100件など、全体で7,697件の交付を行っております。

また、証明書交付機の運用では、お客様と職員が対面することなく、住民票等の各種証明書の交付を可能とするため、役場庁舎内に証明書交付機を設置し、令和4年1月からサービスの運用を行っており、こうした交付サービスにより、窓口混雑の緩和、住民の利便性の向上を図っております。

以上、第2款 総務費のうち、住民生活部が所管いたします決算の概要の説明とさせていただきます。よろしく審査賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、第2款 総務費について、質疑をお受けします。
小城委員。

小城委員 無料法律相談なんですけど、13ページです、資料編の、無料法律相談の実施のところなんですけど、これ最大受けれるとしたら何件受けれて、184件の相談だったんでしょうか。

委員長 峯川住民課長。

住民課長 無料法律相談の年間ですけれども、全相談枠が216枠ある中での184件と5年度はなっております。

小城委員 これ相談件数によって金額って変わるんですかね、支払う。

住民課長 奈良弁護士会との契約になりますけれども、相談数が、斑鳩町では月に第2、第3、第4火曜日ということで3回×12か月ということで、金額が算出されております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、第2款 総務費に対する質疑を終結します。
次に、第3款 民生費について、説明を求めます。 栗本住民生活部長。

住民生活部長 それでは、第3款 民生費のうち、住民生活部が所管いたします決算の概要につきましてご説明を申し上げます。失礼して着席をさせていただきます。
主要な施策の成果報告書資料編の35ページから53ページであります。

まず、第1項 社会福祉費、はじめに35ページから36ページ 第1目 社会福祉総務費であります。

職員人件費、福祉団体の支援、国民健康保険事業特別会計への繰出などに要する費用について支出いたしました。

災害に対するまちの安全性の確保では、昨年度に引き続き、避難行動要支援者名簿の運用に加え、災害時において、避難行動要支援者一人ひとりの誘導や、避難所での生活支援などを迅速かつ的確に行うため、介護支援事業所等に委託し、防災ハザードマップで危険な区域に住む人など、作成優先度の高い地域から順次計画を策定しました。

次に、地域包括ケアシステムの構築では、自助・共助・公助を理念に町と住民が一体となって、地域福祉に向き合うことのできる指針として、令和6年度からを計画期間とする「第2期斑鳩町地域福祉計画」の策定を行いました。

次に、地域共生社会の実現に向けた取組みの推進では、町社会福祉協議会をはじめとする福祉団体の支援等に要する費用を支出しています。

次に36ページ、国民健康保険の運営の国民健康保険事業への支援では、国民健康保険事業特別会計に対し、法令の定めにより、職員給与費、事務費など2億1,687万8,959円を支出しました。次に、互いに支え合えるネットワークの構築では、斑鳩町地域福祉計画に基づき、制度や分野の縦割りの解消に向けた推進体制の構築をするため、社会福祉協議会内にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、制度の狭間にいる人を必要なサービスへつなぐための包括的支援体制の構築を引き続き推進しました。

次に37ページの 第2目 国民年金事務取扱費であります。国民年金事務に関する費用について支出しました。法定受託事務として、国民年金の申請・受付・相談等を行い、年金制度への理解と受給権の確保に努めました。

次に、本ページから39ページの 第3目 老人福祉費であります。高齢者に対する各種福祉サービス等に要する費用について支出しました。はじめに、高齢者の生きがいづくりの推進では、敬老式典の開催、老人クラブ活動の支援や高齢者優待券の交付、高齢者外出支援タクシーの助成、高齢者補聴器購入費の助成などを行いました。次に、地域包括ケアシステムの構築では、老人福祉施設三室園組合との連携、老人福祉施設への入所として、養護老人ホームへの入所措置を行うほか、在宅ねたきり老人介護手当の支給など、介護保険によら

ない各種老人福祉サービスを提供しました。また、介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の策定では、令和6年度からを計画期間とする、第9期斑鳩町介護保険計画及び斑鳩町高齢者福祉計画の策定を行いました。

次に40ページ 第4目 老人憩の家運営費であります。老人憩の家の運営及び維持管理に要する費用について支出しました。令和5年度の東・西老人憩の家の利用者数は、合計で対前年比849人増の23,061人となっております。

次に41ページから42ページ、第5目 医療対策費であります。福祉医療として、老人医療費のほか、子ども医療費、心身障害者医療費、ひとり親家庭等医療費、重度心身障害老人等医療費、精神障害者医療費の各助成、未熟児養育医療費の給付を引き続き行い、それぞれ対象者の医療費負担の軽減を図りました。なお、子ども医療費については、令和5年4月から子どもの健康保持と保護者のさらなる経済的負担の軽減を図るため、高校生までの年齢拡大を実施し、奈良県では県下の子ども医療費助成の状況を見るなか、8月から子ども医療費助成について、18歳まで年令を拡大し、所得制限を撤廃されました。

次に43ページの 第6目 人権対策費であります。人権問題の啓発、職員研修などに要する費用について支出しました。人権講演会の開催や、町内公共施設での啓発物品の配布など、人権啓発に努めるとともに、市町村啓発連協をはじめ各種人権研修に参加しました。令和5年度では、町民一人ひとりが価値観や個性の違いを多様性として認めあい、互いに人権を尊重しあえる社会の実現を目指すことを目的に、斑鳩町パートナーシップ宣誓制度を令和5年4月1日に導入するとともに、性的マイノリティとパートナーシップ宣誓制度についての講演会の開催や、町広報紙への記事掲載など、制度導入についての周知啓発に努めました。

次に44ページから49ページの第7目 障害福祉費であります。障害者への各種福祉サービスや、障害者総合支援法に基づく給付、各種団体への補助などに要する費用について支出しました。はじめに、地域共生社会の実現に向けた取組みの推進では、手話通訳者を役場と生き生きプラザ斑鳩に継続して配置したほか、リフト付きバスの運行では、その利用者数は、対前年比1,069人増の2,014人となっています。

次に46ページ、障害福祉サービスの充実では、各種障害者団体に助成する

ほか、障害者介護給付・訓練等給付費の支給など、各種障害福祉サービスにかかる給付などを行い、また、障害者福祉計画等の策定では、令和6年度からを計画期間とする、第7期斑鳩町障害福祉計画及び第3期斑鳩町障害児福祉計画の策定を行いました。

次に49ページに移りまして、障害のある子どもへの支援の充実では、障害児福祉サービス給付費の支給などを行いました。

次に、第8目 ふれあい交流センターいきいきの里管理運営事業費であります。ふれあい交流センターいきいきの里の維持管理・運営に要する費用について支出しました。令和5年度の入館者数は、前年度と比較して、6,131人増の25,846人となっております。この利用者数増の主な要因は、5月に新型コロナウイルスが5類に移行し、一部を除き利用制限の緩和を行ったことによるものと考えています。

次に51ページ、第9目 介護保険事業繰出費であります。法令に定める介護保険事業特別会計への繰出しとして、介護給付費及び地域支援事業費に係る町負担分、介護保険業務に関する職員給与費及び事務費、また介護保険低所得者保険料軽減に要する所要額を支出しました。

次に51ページから52ページ、第10目 総合保健福祉会館管理運営費であります。総合保健福祉会館の維持管理・運営等に要する費用について支出しました。令和5年度は、駐車場の増設工事を行い46台の駐車枠を新たに設けるとともに、公用車の屋根付き駐車枠を優先駐車枠として整備をいたしました。また、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症予防の集団接種を実施しましたが、昨年度に比べ、集団接種回数が減少したことにより、利用者数は前年度と比較して10,755人減の73,447人となっております。

次に52ページ、第11目 後期高齢者医療費であります。後期高齢者医療広域連合への負担金及び後期高齢者医療特別会計への繰出金として支出しました。後期高齢者医療への支援として、後期高齢者医療の運営に必要な事務経費のほか、保険料の均等割軽減分等を補うために必要となる県及び町の負担分を、後期高齢者医療特別会計に繰出しました。また、療養給付費負担金として、広域連合が行う給付等に係る費用について、市町村の負担割合である12分の1に相当する額を広域連合に支出しています。

次に53ページ、第12目 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金

給付事業費であります。電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の給付に要する費用について支出しました。給付世帯数は2, 528世帯、給付総額は7, 584万円であります。

次に、第13目 低所得者支援等補足給付金給付事業費であります。

低所得者支援等補足給付金の給付に要する費用について支出しました。予算現額のうち1億409万8, 800円については、令和6年度に繰越しています。令和5年度においてはシステムの導入などを実施をしております。

次に、54ページから63ページの第2項 児童福祉費であります。はじめに、54ページから58ページの第1目 児童福祉総務費であります。職員人件費、各種児童福祉サービス、子ども・子育て支援事業計画の策定準備、認定こども園の整備、私立保育所の運営支援、地域子育て支援センターの運営などに要する費用について支出しました。

55ページ、子ども・子育て支援事業計画の策定では、令和7年4月以降の町の子育て支援に関する事業展開を定める、第3期子ども・子育て支援事業計画策定に向けて、サービスのニーズ等の把握のため、住民アンケート調査を実施しました。

また56ページ、認定こども園の整備では、斑鳩町が旧・斑鳩西幼稚園の再構築により誘致した、レイモンド斑鳩こども園と、法隆寺幼稚園と小規模保育所ほうりゅうじが統合された、認定こども園・法隆寺幼稚園の開園に向けて、事業者を支援するとともに、整備に要する費用の助成を行いました。

さらに、58ページの、子どもの権利の保障では、要保護児童対策地域協議会の開催をはじめ、児童相談所、学校、医療機関や警察署等とも情報交換を行い、児童虐待の早期発見、在宅支援での支援策などを協議し、児童虐待の防止等に努めました。

次に、59ページから60ページ、第2目 保育園費であります。職員人件費、町立保育園の運営、施設の維持管理、保育園地域活動などに要する費用について支出をしました。はじめに、保育園照明設備のLED化では、斑鳩町地球温暖化対策実行計画に基づき、たつた保育園とあわ保育園の照明設備のLED化改修工事を行いました。

また、60ページ、保育園の充実として、町立保育所のエアコンの取替工事等、設備の充実に努めました。

次に、61ページの第3目 児童保育費であります。多様な保育ニーズに対応するため、町内の私立保育所や町外の私立・公立保育所等に入所を希望される児童の入所を委託したものであります。

次に62ページ、第5目 児童手当支給事業費であります。児童手当の支給に要する費用について支出しており、児童手当の受給者数は2,014人となっております。

次に63ページ、第6目 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費であります。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、低所得の子育て世帯に対し、生活支援を行う観点から、児童ひとりにつき5万円の給付を行いました。

最後に、63ページ第3項 災害救助費については、執行はございませんでした。

以上、第3款 民生費のうち、住民生活部が所管いたします決算の概要の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、第3款 民生費について、質疑をお受けいたします。 横田委員。

横田委員 資料13、成果報告書資料編をお願いします。

38ページの一番下段にあります三室園組合の件ですけど、負担金が3,240万6千円ということですけど、過去の推移を見てると、平成28年度が3,610万9千円ということでピークとなっており、減少はしてますけど、今後、三室園の運営状況と課題、それから今後、負担金の増額等は考えられるかどうか、認識をお聞きしたいと思います。以上です。

委員長 中原福祉課長。

福祉課長 ご質問いただきました件につきましては、今年度の決算監査におきまして、監査委員のほうからも講評においてご意見をいただいたところでございます。

現在、今後の三室園組合の負担等につきまして、構成市町村の中で少しでも

負担を軽減できるよう、構成市町村間で協議を進めているところでございます。

この協議に関しましては、高齢者のセーフティーネットとしての当該施設の社会的役割でありますとか、今後の財政的な負担等を勘案しながら慎重に協議してまいりたいと現時点では考えているところでございます。

横田委員 ここの財源というのは、国の支出金とか県の支出金とかそういった財源はあるのでしょうか。

福祉課長 こちらの負担金につきましては、そういった国・県等の財源的にはございません。

横田委員 分かりました。以上です。

委員長 齋藤委員。

齋藤委員 ３５ページをお願いします。

毎年、聞いてるんですけども、個別避難計画の策定というところで、ケアマネジャーとかと協力してやってますということで聞いてますけども、進捗状況といえますか、どのくらいまで進んだのか教えてもらえませんか。

委員長 中原福祉課長。

福祉課長 個別避難計画の策定の作成状況についてのご質問でございます。

個別避難計画の策定状況につきましては、作成を開始をしました令和３年度以降、累計１３１件を作成しておりますけれども、計画作成後に施設入所でありますとか転出・死亡等の資格異動によりまして、令和６年３月１日現在におきましては、個別支援計画の作成に同意があった２７４名のうち作成済み件数は１０７件となっております。同意のあった方で未作成の方につきましては、できる限り早く策定できますよう、今後も引き続き、担当するケアマネジャーと事業者への依頼を中心に実施してまいりたいと考えているところでございま

す。

齋藤委員

ありがとうございます。引き続きお願いします。それから38ページの上から二つ目、高齢者外出支援タクシーの助成という欄ですけども、交付人数は増えているんですけども、利用枚数が令和4年度から5年度減ってるんです。これは、令和5年度、コロナ5類に移行して減ったというのは原因としては考えられるのは、「タクシーが少なくなった、呼んでも来ない」ということなのか、それともほかの理由があるのか、教えてもらえませんか。

福祉課長

外出支援タクシーの利用の助成券の利用枚数が減少している件についてのご質問でございます。

窓口等で高齢者の方々から、タクシー券交付時等に駅等で待っていてもなかなかタクシーが来ないでありますとか、タクシーを利用したいが予約が取りにくいという声は聞いております。やはりこの声に出ている状況が今のタクシー業界の状況であると考えておりまして、その影響でこのサービスの利用枚数もこのようになったのではないかと考えているところでございます。

ただ、奈良県が出しております県内のタクシー業界の動向の指標を見てみますと、輸送人員でありますとかタクシー会社の営業収支の推移がやや上向きになっていることが確認できますことから、今後その動向に伴いタクシー車両台数が徐々に増えてくれば、利用も少しずつでも増えてくるのではないかと考えているところでございます。

齋藤委員

ありがとうございます。この場での議論ではないですけど、やはりタクシーが券を配布しても乗れないと、つかまらないという状況でしたら、また別の方法、デマンドタクシーとかですね、いろいろな方法でもって、やはり高齢者が外出して地域と触れ合いながら、いきいきと生活できる環境を模索というんですか、研究・検討をお願いしたいというふうに思います。

それから、41ページです。上から二つ目の子ども医療費の助成のところ。

先ほども令和5年度から高校生までの年齢拡充という話がありましたけども、ここを見ますと県事業で3千万、地方事業で1千万ぐらい費用が増えておりますけども、これは高校までの年齢拡充のためでしょうか、それともほかの

原因もあるのか教えてもらえませんか。

委員長

猪川国保医療課長。

国保医療
課長

高校生までの医療費助成は去年の4月から始まっておりますが、高校生に關しまして決算の数字を見てみますと、およそ1,380万円の医療費助成がございました。

実際、決算額がそれ以上に大きくなっておりますのは、昨年度は5月から6月、また秋の10月から1月頃にかけて、2回インフルエンザが流行した時期がございました。その間の要因を見てみますと、ほかの月に比べまして非常に増加しているところもありまして、全体としてそういった意味での医療費が増えたという部分もございますのでこういった額になっているところでございます。

齋藤委員

ちょっと分かりにくかったですけども、インフルエンザに罹患した人が多かったということも分かりますけども、これは全てではないと思いますけども、今までの制度、高校生までに拡充したというのが一番大きな原因だったということで理解してよろしいでしょうか。

国保医療
課長

全体として昨年度は令和4年度と比較しますと3,790万円ほど医療費助成が子ども医療費のほうは増えております。そのうち先ほど申しあげましたように1,380万円ほどが高校生の部分としてございました。

これが始まる前に、高校生としてどれぐらいの増が見込まれるかということ、制度を開始する前にもご質問いただいておりますので、その中でもおよそ1,500万円程度ではないかという見込みを立てておりましたので、それよりも少し少なかったということで、去年の医療費助成が増加したのは、やはり大きな流行性のインフルエンザが2回ほどあったという部分が非常に大きいのではないかと考えております。

齋藤委員

分かりました。ありがとうございます。

もうひとつ、県事業が増えてというのは、これは高校生までの医療費助成と

は関係ない話なんですか。

国保医療課長 医療費助成は県補助がございますので、全体として医療費が上がりますと、その部分の県補助部分も増えてくるということになりますので、もちろん高校生の部分については、奈良県の補助の基準でいきますと高校生まではその時点では拡大しておりませんが、8月以降は高校生まで拡大しましたので、そういった意味では増えている部分は含まれている部分もございます。

齋藤委員 分かりました。ありがとうございます。

次に、54ページですけれども、上から二つ目のショートステイの提供のところで、令和4年度は3日間、令和5年度は99日となっておりますけれども、この増えた理由を教えてくださいませんか。

委員長 佐谷子育て支援課長。

子育て支援課長 ショートステイは家庭の事情により一時的に児童養護施設でお子さんを宿泊によりお預かりする事業でございますので、年度によりまして利用者数も利用日数も異なっております。

令和4年度は1家庭で利用日数が3日でした。令和5年度は母の入院など家庭の事情のため4家庭で99日利用があったため、前年度に比べて大きく増加したものでございます。

齋藤委員 ありがとうございます。分かりました。以上です。

委員長 ほかにございませんか。 溝部委員。

溝部委員 歳入歳出決算書の7ページにある、収入未済額2万3千円というのがあるんですけれども、所管がここだということで、この内容をちょっとお伺いしたいんですけれども。

委員長 佐谷子育て支援課長。

子育て支援課長	こちらの2万3千円の収入未済額でございますけれども、過年度の保育料でございます。 こちらにつきましては、令和元年度まで町立保育園を利用されていた方の令和元年の7月と、令和元年の11月から令和2年3月分の保育料の滞納が2万3千円となっております。 なお、この方につきましては令和元年10月に斑鳩町から転出しております。毎年、文書の送付、電話や訪問等を行っておりますが接触できておりませんが、書留等による郵便を送りましても受取りをされない状況ではございます。引き続き、徴収に努めてまいります。以上でございます。
溝部委員	ありがとうございます。これは延滞金とかはかかるような性質のものなんですか。
子育て支援課長	延滞金は本日現在で計算いたしまして、6千円となっております。 以上です。
溝部委員	多分、接触できてないのでね。転出されてるんですかね。
子育て支援課長	はい、転出されておられます。
溝部委員	分かりました。これに対して何かいろいろ送付されてるということですがけれども、そこにそういう職員さんのマンパワーとか、そういう送付することに対する手数料とかというのは、これ以上にかかってしまっているのか、どんな感じなんですか。
委員長	佐谷子育て支援課長。
子育て支援課長	こちらにつきましては、人件費換算はしておりませんけれども、送付におきましては後に残るよう書留等での送付等をしておりますので、ある程度の文書送付料はかかっているかと考えております。以上です。

委員長 ほかにございませんか。 奥村委員。

奥村委員 成果報告書の資料編の54ページです。

産前産後ヘルパーの派遣というところで、令和4年度が16件、令和5年度が52件ということになっておりまして、2倍以上にこの利用件数が増えておりますけども、その背景はどういうことがあるんでしょうか。

委員長 佐谷子育て支援課長。

子育て支 産前・産後ヘルパー派遣事業の増についてのご質問でございます。

援課長 この事業につきましては令和2年度から事業を開始し、利用人数が増加してきたものです。令和4年度は4家庭に16回となっておりますが、令和5年度は10家庭に52回派遣しているものでございまして、増加しております。
以上です。

奥村委員 それと、その下にこども家庭総合支援拠点の運営ということで、新たに総合相談窓口を設けていただいたんですけども、運営していただいています。

公認心理師の方が、専門的な支援を行っていただいているということですが、何件ぐらいこの支援を行っていただいたか、その実績をお願いいたします。

子育て支 こちら公認心理師のほうにつきましては51日、月4回だいたい来ていただいております、71件の相談を受け付けております。

なお、このこども家庭総合支援拠点と言いますものが、今年の3月に一旦、発展的に解消しておりまして、今はこども家庭センターという形で相談事業を受け付けております。以上です。

奥村委員 ありがとうございます。

それでは57ページの一番下の段のファミリー・サポート・センター事業の実施というところで、こちらも令和4年103人から令和5年度202人とい

うことで数が増えておりますけど、これはこういった背景があるんでしょうか。

子育て支
援課長

ファミリー・サポート・センター事業でございます。

令和２年度に開設いたしましたが、コロナ禍のため令和２年度、令和３年度は利用が少ない状況が続いておりましたが、令和４年度になりまして１０３件と増え、さらに令和５年度は２０２件と９９件増加しました。

このうち、各種町事業の再開や、参加者人数の増加に伴いまして、町事業の託児サービスの利用が前年度より６２件増加しているものでございます。

以上です。

委員長

ほかにございませんか。 伴委員。

伴委員

３８ページの外出支援タクシーの件なのですが、私も今、同僚議員からの質問でタクシーの台数が少ないと、住民さんのほうから、やはり乗ろうと思っても乗れないというような話を聞きます。

これ正直言って、これはもう町としてどうしようもできないことなのか、民間業者ことなので、どうしようも仕方がないものなのか、今後、やはり数年後には病院の誘致、そのあたりも絡んでくる話になってくると思います。

そういうときはまた自然発生的にやはり総合的にタクシーも増えるやろというようなことで考えていいのか、それともやはり町がそのときにはそういうような形で、ちょっと分野は変わるか分かりませんが、このタクシーについては心配してるんですけど、副町長、どんな感じで思っておられるか教えてほしいんですけど。

委員長

加藤副町長。

副町長

タクシーの関係につきましては、今、伴委員がおっしゃったとおり今現在については民間ということになっております。

また国のほうでは、そういった不足を補うためのライドシェアの関係についての拡大ということがございますので、そういったところがこういった展開で

いくのかというのは注視する必要があると思います。

また、おっしゃってました西和医療センターの開院に伴います影響につきましては、当然、民間事業者ですので利用が見込まれる地域にそういった台数を配車されるということは予想されるところでございますので、そういった全体に今の流れを見ながら、対応のほうは考えていく必要があるかなというふうに考えております。

伴委員 非常にやはり関心のあるところ、せっかくいい流れで来てるときに、駅にタクシーがないというようなことであれば、町の発展にも大きく影響すると思いますので、そのあたりよろしく注視しながらお願いいたします。 以上です。

委員長 ほかにございませんか。 齋藤委員。

齋藤委員 すみません、先ほど質問がひとつ漏れました。
本編の29ページの上から四つ目ですけれども、ここに、障害者優先調達推進法に基づく調達方針を策定しと書いてますけれども、これは具体的にどのような方針を定めて、どのようにされていこうとしてるのか教えてもらえますでしょうか。

委員長 中原福祉課長。

福祉課長 障害者の優先調達方針の関係のご質問でございます。
まず、この障害者優先調達方針とは、国等によります障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の規定に基づきまして、本町における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関し、必要な事項を定めるものでございます。

この方針の中では、毎年、調達の目標額というところを町では設定しております。この目標額ですけれども、5年前の令和2年度では20万円と設定し、その実績は約10万円でした。それが役場全体でこの後、優先調達を推進しまして、今年度、この6年度では約15倍の300万円という目標額に引き上げております。実績といたしましても昨年度、令和5年度で300万円

を超える状況となっているところでございます。

齋藤委員 ありがとうございます。令和5年度の目標額は幾らだったんでしょうか。

福祉課長 令和5年度の目標額は75万円でした。

齋藤委員 ありがとうございます。引き続き、金額のアップをお願いしたいと思えます。 以上です。

委員長 ほかにございませんか。 小城委員。

小城委員 資料編の55ページです。

55ページの、子育て応援ブックの作成配布というので、金額はそんなに大きくなく、令和4年2千部、令和5年2千部なんですけど、どれくらい配布で毎年どれくらいの影響といいますか、どれくらい配布してるか、まず教えてくださいと思います。

委員長 佐谷子育て支援課長

子育て支援課長 こちらにつきましては、全て令和4年、令和5年とも全て配布し終えておりまして、町のほうにつきましては、保存分のみ残っている状況でございます。 以上です。

委員長 小城委員。

小城委員 では2千部で足りてるのか、足りてないですか。十分だと。

子育て支援課長 今年度につきましては、小学校のほうの授業も乗せまして、そちらのほうにも配布しましたので少し足りてないということで、増刷を予定しているところでございます。以上です。

小城委員　そうですね。せっかく子育てのことが分かるブックなので、みんなに行き届くようにしていただけたらと思います。以上です。

委員長　ほかにございませんか。

(　　な　　し　　)

委員長　そしたら私のほうからも1点、お尋ねしたいですけれども、資料編の38ページの高齢者補聴器購入費の助成ですね。これは予算はどれくらい組んでもらってましたか。　中原福祉課長。

福祉課長　令和6年度の予算額ですか、令和5年度、5年。30万円の予算を組んでおります。

委員長　これは制度をつくっていただいた当初で、たしか25人分掛ける2万円で50万円の予算を組んでいただいて、その実績に合わせて予算額も調整されてきてるかなというふうに思うんですけど、この間、より多くの人に使っていただきたいということで、町のほうでも周知を力を入れてしていただいているというふうに思うんですけど、その状況、効果は出てるんでしょうか。
中原福祉課長。

福祉課長　周知のほうは一応、町広報紙等以外にも、やはり必要な人に直接、届いたらいいなということで、ケアマネジャー等そういった事業者さんにもこういった事業の説明をして周知をしていただいているところでありまして、今年度におきましては、昨年度は10件の20万円という実績でありましたけれども、令和6年度では8月末時点で13件の申請をいただいております、交付決定額が26万円と伸びてきているところでございます。

委員長　これは予算を超えて申請があっても対応していただけるというふうに思いますが、その点はいかがでしょう。　中原福祉課長。

福祉課長 予算額を超えましても、その辺は流用対応等で給付のほうをしていきたいと考えているところでございます。

委員長 あとですね一般質問でもされていましたが、もともと50デシベル以上ということで制度としては対応してきてましたが、どうもその学会のほうからですね、40デシベル以上でも補聴器をつけていただくことに健康維持に効果があるよということで、見直しをされている自治体があるということを聞いてます。

一般質問のときには、県内の自治体ではそういうところはないというふうに答弁がありましたけど、今後やはり多くの方に利用いただくことで、健康維持していただいて、医療費の抑制等にもつながっていくというふうにも考えますので、ぜひ調査をしていただきたいなと思いますので、答弁は結構ですので、要望しておきます。

ほか、よろしいですか。

(な し)

委員長 それではこれをもって、第3款 民生費に対する質疑を終結します。
次に、第4款 衛生費について、説明を求めます。 栗本住民生活部長。

住民生活部長 それでは、第4款 衛生費 の決算の概要についてご説明申しあげます。
失礼して着席をさせていただきます。
主要な施策の成果報告書資料編の64ページから100ページであります。
はじめに64ページ、第1項 保健衛生費、第1目 保健衛生総務費であります。職員人件費のほか、王寺周辺広域休日応急診療施設組合との連携に要する費用について支出しました。

健康づくり活動の推進では、第2期斑鳩町健康増進計画及び第2期斑鳩町食育推進計画の期間が令和5年度で終了することから、次期計画を策定しました。また、自殺対策計画においても、計画期間が令和5年度で終了することから、次期計画を策定しております。

次に65ページから70ページ、第2目 感染症予防費であります。各種予

防接種に要する費用について支出しました。感染症の発生と、まん延及び罹患後の重症化を予防するため、新型コロナウイルス感染症予防接種の臨時接種などの各種予防接種をはじめ、町単独事業として、子どものおたふくかぜワクチン予防接種などの、任意予防接種に係る費用の一部を助成したものであります。

69ページの、子ども・妊婦インフルエンザ予防接種の助成では、令和5年度から、子どもや妊婦がかかると重症化しやすいインフルエンザの発症や重症化を予防するため、接種費用の一部を助成しました。

また、新型コロナウイルス感染症予防接種の実施では、昨年度に比べ、集団接種日程は減少しましたが、令和5年12月まで実施し、個別接種については令和6年3月まで実施しました。

次に、71ページから76ページの第3目 母子衛生費であります。

乳幼児健診、妊婦健康診査、子育て世代包括支援センターの運営、出産・子育て応援給付金の給付などに要する費用を支出しました。

妊娠期から子育て期への切れ目のない支援では、乳児健診をはじめ、1歳6か月児や3歳児健診を実施し、経過観察が必要な乳幼児に対しては、保健師が関係機関と連携を図りながら支援に努めました。

また、妊娠期から産後、子育てまで安心して過ごすことができるよう、子育て世代包括支援センターを拠点に相談や教室等を実施したところです。

75ページの、出産・子育て応援給付金の給付については、子育て世代の支援の充実を図るため、昨年度に引き続き、妊娠期から出産・子育て期まで一貫した相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行うとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦及び子ども1人あたり5万円の給付を行いました。

次に、77ページから83ページ、第4目 健康増進事業費であります。

健康診査、各種がん検診、脳ドック健診の実施などに要する費用について支出しました。

胃がん検診や子宮がん検診をはじめとする、各種がん検診の集団検診につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、昨年度に引き続き、3密を避けるなど、受診者の人数制限を行い受診環境の確保に努めながら実施しました。

80ページから81ページの健康教育の実施では、生活習慣病予防に係る各種教室を、新型コロナウイルス感染症対策をとりながら内容を変更し実施しました。また、高齢者健康診査の実施では、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、奈良県後期高齢者医療広域連合からの受託事業として、75歳以上の高齢者を対象とした健康診査を実施しました。

82ページの、がん患者医療用補整具購入費の助成については、令和5年度から、がん患者の心理的・経済的な負担を軽減するとともに、がん患者の治療に伴う外見の悩みを抱えている人に対して、医療用ウィッグ及び乳房補整具等の購入に要する費用の一部を助成しました。

次に、83ページ、第5目 狂犬病予防費であります。狂犬病予防法に基づき、犬の登録及び狂犬病予防注射済票の交付等を行うとともに、犬の飼い方等について、広報紙等による啓発活動を実施しました。

次に、84ページの第6目 火葬場費であります。火葬場の維持管理・運営に要する費用について支出しました。令和5年度では、炉内セラミックの張替、主燃バーナー用シリンダの交換などの火葬炉設備の修繕を行いました。また、火葬場の周辺対策事業において、地元との調整に遅れが生じ、年度内での事業完了が難しくなったことから、事業費125万円について、翌年度に繰越したところでございます。

次に、同じく84ページから87ページ、第7目 環境対策費であります。環境保全推進委員活動の支援、地球温暖化対策実行計画の推進などに要する費用について支出しました。はじめに、循環型社会の推進では、日々深刻化する地球温暖化に対する家庭での取組み啓発事業として、町内各小学校4年生から6年生を対象としたエコいかるがキッズを実施し、実践報告を提出いただいた417名の児童に対し認定証を交付いたしました。

次に、85ページからの、環境保全対策の推進のうち、上段、環境保全推進委員活動の支援では、第14期目となります環境保全推進委員として106名の方々に委嘱し、地域における身近な環境問題の解決に向け、草の根的な活動を展開をしていただきました。

次に87ページの、地球温暖化対策実行計画の推進では、令和4年9月に策定しました斑鳩町地球温暖化対策実行計画に基づき、町の事務事業に係る温室効果ガス削減に取り組みました。また、町有施設における再生可能エネルギー

等の導入に向け、環境省の補助事業を活用し、町有施設における効果的・効率的な太陽光発電設備等の再生可能エネルギー等導入可能性調査を実施をしました。また、町内における脱炭素社会に向けた意識の醸成や取組みを促進することを目的に、令和6年2月27日に、大和信用金庫と「脱炭素社会に向けた取組みにかかる連携協定」を締結したところであります。

次に、88ページから100ページ、第2項 清掃費であります。はじめに88ページ、第1目 清掃総務費であります。職員人件費や美化推進に要する費用について支出しました。美化推進啓発の充実では、県補助事業を活用し、不法投棄など多く確認された場所に、不法投棄の防止を図るため、固定式及び移動式の啓発看板を設置し、不法投棄等の防止に努めました。

次に同じく88ページから99ページの第2目 塵芥処理費であります。リサイクル処理やごみ処理の委託、ごみ減量化の推進、バイオマス利活用の推進、ゼロ・ウェイストの推進などに要する費用を支出しました。はじめに、循環型社会の推進では、生ごみ堆肥化講習会や、ごみのゆくえ見学ツアー、子ども分別博士養成講座などの啓発事業の実施や、資源化処理の促進、施設の維持管理などに努めました。

次に90ページの、ごみ減量・資源化の啓発のうち、91ページの事業系ごみ減量化の推進では、事業系一般廃棄物搬入展開検査や搬入登録事業者への訪問を行い、事業系一般廃棄物の減量化・資源化に努めました。

次に、92ページの資源物のリサイクルでは、家電4品目の排出方法の選択肢を拡大することにより、住民の利便性の向上と再資源化の促進を図るため、家電リサイクル法に基づく認定事業者であるリネットジャパンリサイクル株式会社と、小売業者であるSGムービング株式会社との3者協定を締結し、自宅内からの搬出作業にも対応した使用済み家電4品目の自宅回収事業を令和5年10月より実施をしました。

次に、96ページのごみ排出量の状況では、令和5年度の本町の住民一人1日あたりのごみ排出量は、対前年比18g減の705gとなりました。また、ごみ資源化の状況では、前年より0.7ポイント減の55%となりました。

環境省では、毎年、人口規模ごとの資源化率上位10市町村を公表されており、本町の令和4年度の資源化率が、環境省の資源化率の算定方法により50.9%となり、全国の人口10万人未満の市町村の中で、第9位となったと

ころであります。

次に、９８ページから９９ページの環境保全対策の推進では、ごみ集積所におけるカラス等によるごみ散乱を防止するため、ごみステーションの整備や折りたたみ式簡易ボックスの配布などを実施しました。

次に、９９ページから１００ページ、第３目 し尿処理費であります。職員人件費、鳩水園の維持管理・運営、し尿の収集、し尿汚泥の処理などに要する費用を支出しました。例年実施をしております鳩水園の整備工事などを行い、適切な施設運営に努めるとともに、合併処理浄化槽設置に係る補助を行い、水質汚濁の防止に努めたところでございます。

以上、第４款 衛生費 の決算の概要の説明とさせていただきます。

よろしくご審査賜りますようお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、第４款 衛生費について、質疑をお受けします。齋藤委員。

齋藤委員 ６９ページ、先ほど間違っって質問しようと思ったところですけども、一番下のところ、新型コロナウイルス感染症予防接種実施状況というところ、接種率が１回目６５歳以上１０５．６％、２回目１０５．１％、３回目１０１％と、１００％超えてるのはなぜか教えてもらえませんか。

委員長 北住民生活部次長。

住民生活部次長 コロナ予防接種の対象者数につきましては、転出者や死亡者数が反映されておりますけれども、接種者数につきましては、町内で接種した方ということで、転出者等も含む数となっていますことから、こういった１００％を超えた接種率ということになっております。

齋藤委員 分かりました。ありがとうございます。

ということは、ほかの４０から６４とかいうのも皆、同じように計算してるということで理解してよろしいわけですね。

住民生活 部次長 齋藤委員	はい、同じ計算となっております。 ありがとうございます。 それから71ページです。1歳6か月児健診の実施というところで、去年も聞いたんですけども、納得できないというかですね。要観察率が令和5年度で47.5%、昨年が37.4%、その次の3歳児も要観察率が46.8%、令和4年度で44.1%となっています。 子どもの1歳半、3歳で健康診断を受けて要観察が半分近くいるというのは、どういうふうに理解したらいいのかと。私の感覚ではせいぜい1割未満くらいかなというような感覚なんですけども、その辺のところを教えてくださいませんか
住民生活 部次長	1歳半の健診ですとか3歳児健診につきましては、こういった乳幼児健康診査につきましては、全ての親子が対象になりまして、子どもの疾病の早期発見や治療だけでなく、保護者への子育て支援の必要性についても確認していく場となってまいります。 健診の関係につきましては、県の乳幼児健康診査マニュアルに基づいて実施しており、経過観察時の判定区分についても、その基準に基づいて、子どもの健康状態だけでなく保護者への支援が必要な場合についても計上している状況となっております。 1歳半の今回の健診では、乳幼児健診等から今まで経過の中でずっと疾病等で経過を見ている子どもさんが多かったというふうな状況ですとか、あと3歳児健診のほうでは、令和4年度から目の屈折検査機器を導入したことによりまして、精密検査の割合が増加している状況でございます
委員長	齋藤委員。
齋藤委員	ということは、子どもさんの病気だけでなく、親御さんのその子育てに対する不安だとか、それからそれにまつわるいろいろなものがプラスになって、子どもさんが要観察、親御さんも要観察になったら、分母は1だけれども分子はも2になるんですか。

委員長

暫時休憩します。

(午後 2時27分 休憩)

(午後 2時28分 再開)

委員長

再開します。 齋藤委員。

齋藤委員

要観察率が令和4年度に比べ令和5年度が増えていると。これはトレンドなのか、それとも違うのか、たまたまなのか、その辺のところを教えてくださいませんか。

委員長

北住民生活部次長。

住民生活
部次長

例えば、1歳半の健診ですと、心雑音で、小さいときの三、四か月健診から経過を見られているお子さんがこの健診を受けられたときにも、やはり引き続いて経過観察をしていく必要があるといったような子どもさん等が多かったために、令和5年度はそういった子どもさんが多かったために、この要観察児が増えているという状況でございます。

委員長

齋藤委員。

齋藤委員

このような見方をし始めたというか、要するに、子どもさんプラス親御さんという見方を始めたというのは、もうずっと昔からそういうカウントの仕方をしてるんですか。

住民生活
部次長

乳幼児の検診に関しましては、そういった視点で保護者の方に支援させていただいております。

齋藤委員

ありがとうございます。それから次に80ページ。

これも私の感覚と何かちょっと違うというか、よく分からないので教えても

raitaindesukedomo, ichibanjono noudokku no jushinsha ga 140名以上で、異常が16名ということで、1割超えてるというのは、要するに脳に1割障害があるというふうに理解するものなのか、「異常あり」でも大丈夫なものなのか、その辺のところを教えてくださいませんか。

住民生活
部次長

脳ドック検診の助成についてですけども、脳ドックの検診を受けていただいて、この検診の結果については医師の判定に従いまして「異常あり」というようなことが判断されるんですけども、この「異常あり」で多い疾患といいますと、脳動脈瘤ですとか動脈硬化の疑いであったりとか、というふうないろいろな疾患が見つかっておりますけれども、疾患が早期に発見されて、その症状が出る前に早期に発見されるということで、この費用助成については頭部の疾患の予防ですとか、重症化予防は図れているというふうには考えております。

「異常あり」となった方からも「早く見つかってよかった」というふうな声も聞いております。以上です。

齋藤委員

分かりました。今までは肺検診とか食道とか胃とかそういう検診ということしか頭になかったんですけど、やはりこれからは脳ドックという脳の検診というのも、大きなその検診ひとつとして捉えることになってくるんでしょうかね。なってくるんだと思います、分かりました。

次に、83ページですけども、一番上ですけどね、高齢者の病気にかかってない人に対して、その方にはがきで連絡して、健診を受けてくださいということでやってるんだと思うんですけども、これの状況というかですね、何人ぐらいおって、どのくらいの割合でもってその返事があって、それで返事がない人は、もうそのまま放っておくのか、それとも何かまた別の方法で対応してるのか、その辺のところを教えてくださいませんか。といいますのは、お金がなくて病院に行けないのかななんて思ったりもしますので、その辺のところ分かったら教えてくださいませんか。

住民生活
部次長

高齢者の一体的な実施ということなんですけれども、健康対策課のほうで関わっていったる中では、後期高齢の健診の前年度未受診の方で医療を受けていらっしゃるという方が、令和5年度で81人いらっしゃいましたので、こ

の方に対して健診の受診の勧奨はがきを送らせていただきました。そのうち5年度に受診された方は8名というふうになっております。

令和6年度からは、こういったそもそもこの健診をもっとしっかりと受けていただいたほうがということで、健診の受診勧奨というものを行えるように実施しているところでございます。

また、令和5年度からはこの健診だけではなくて重症化予防ということで、令和4年度の健診の結果で、血圧とか血糖の項目が悪かった方に対して保健指導を実施して、重症化予防ということにも強化していった状況でございます。

齋藤委員 もうひとつ、よく分からないんですけども、病院に行っていない人、健康診断も受けてないという方にはがきを出してるんですよ。そしてそれで、返事もなく何もないという方は、もうそれはそれで終わりというふうになるのか、どう考えたらいいのかなと思って。お金がなくて行けてないんじゃないかなというだけなら、気になるものでね。

住民生活
部次長 この事業のほうは健康対策課だけではなくて、福祉課と国保医療課のほうの3課と連携しながら取り組んでいるところです。

高齢者のほうでは介護予防事業等を通して、また健診ですとか重症化予防でありますとか、そういった事業のほうをそちらのほうでも強化していきながら声かけしていただけてますし、また医療のほうでも、医療の受診ということで声をかけていただきながらということで、3課で連携しながら実施しているところでございます。

齋藤委員 分かりました。漏れのないようにというか、きめ細かくやっていきますようにお願いしたいと思います。

それから85ページの「公害指導の実施」とありますけども、令和4年度が29件で令和5年度が60件、倍増しているんですけども、これの原因というか、どのようなものが一番多いのか、教えてもらえませんか。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策
課長

この公害といいますと、公害対策基本法また環境基本法で公害として定義をされております、大気汚染や水質汚濁、土壌汚染や騒音、振動、地盤沈下や悪臭といった典型の7公害というものがございますが、ここで計上しております件数につきましては、この典型7公害以外に空き地の適正管理や野焼き行為、ルール違反ごみに関する苦情等につきましても、多くの場合は早期解決となっておりますけれども、長引く内容はもちろんですが、すぐに解決いたしましても、またその苦情等が再発することもございますので、令和5年度より即解決した案件につきましても、報告書として記録をし件数として計上をいたしましたことにより増加したものでございます。

増加した主な内容といたしましては、空き地の適正管理や野焼き行為等でございます。

齋藤委員

ありがとうございます。きめ細かく住民に寄り添って一件一件、対応してくれてるというのはありがたく思います。

それから87ページの一番下に、地球温暖化対策実行計画の推進というところで、町有施設における再生可能エネルギー等の導入に向けた調査を実施したと書いてますけども、その調査の結果とその公表というのはされるのか、教えてもらえませんか。

環境対策
課長

こちらの町有施設における再生可能エネルギー等の導入に向けた調査でございますが、結果のほうはかなりの数値になりますので、調査の概要だけご報告をさせていただきます。

調査概要といたしましては、町有施設における再生可能エネルギー設備の導入の可能性並びに再エネ設備の導入による温室効果ガス排出量の削減効果、及び管理経費の削減効果に関する町有施設の調査を実施し、町有施設の再生可能エネルギー等設備導入を検討するための参考資料を作成したものでございます。

この調査報告を参考に、現在、町有施設における再生可能エネルギー設備導入施設や、導入の計画などについて作成検討をしているところでありまして、導入計画の作成を町有施設への設備導入に向けて取り組んでいきたいというふ

うに考えておるところでございます。

齋藤委員 パネルの設置だとかそういうものじゃないかなというふうには理解するんですけども、今、もし分かりましたら、スケジュール感というか3年後に実施するとか、それとも1年間で計画を立てて完了は5年後とか、何かそういうのがもし分かりましたら教えてもらえませんかでしょうか。

環境対策
課長 そのあたりも含めて現在、検討しておるところでございますので、ちょっと今現在、スケジュール感をお示しすることはできないものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

齋藤委員 分かりました、ありがとうございます。また決まりましたらお願いいたします。

次、91ページの下のほうですけども、町内事業所訪問指導、令和5年度171とありますけども、町内事業者へのごみの減量化を指導して訪問したということですけども、これの事業所の反応というかですね、よかったのか悪かったのか。これで、その反応を向けて、町はこれでいこうと思ってるのか、もうちょっとせなあかんと思ってるのか、その辺のところを教えてもらえませんかでしょうか。

環境対策
課長 この町内事業所訪問指導につきましては、町内の登録事業者、町の施設で搬入、事業系一般廃棄物を搬入される登録事業者のほうへ訪問させていただきまして、紙ごみや生ごみの排出状況や、また行政処分の内容、指定ごみ袋の購入増加事業者に対しましては、増加要因の確認や削減に向けた取組み、そういった提案をさせていただいたところでございます。

事業者の反応といいますと、多くの事業者の方々に分別・資源化の必要性についてはご理解をいただいたところでございます。事業所から出る紙類につきましては、どこまでが資源化できる紙類かよく分からないといった声がありまして、そういった方々には資料を配布説明し、その資源化処理を依頼をさせていただいたところであります。

また、生ごみについてはご理解はいただいたんですけども、なかなか分別

をする人員をさいてまでのメリット感が少し分からないといった問いや、あと大きな事業所ですと、全従業員への周知徹底が難しいが、その取組みに対する人員が不足しているという現状を聞かせていただいたところでございます。

齋藤委員

すぐにはできないと思いますけども、また引き続き努力いただいて、事業系のごみも減量化、よろしく願いしたいというふうに思います。

次に、92ページの上の段の、紙オムツ類専用ごみ袋の無料交付というところで、去年は45万円の予算が入ってたんですけど、今年がゼロ円となっておりますのは、この理由を教えてくださいませんか。

環境対策
課長

昨年度、決算額45万4,850円となっておりますが、本年度の決算ゼロではございます。

指定袋につきましては、作成し購入をさせていただいておりますが、その費用につきましては、施策の実施内容の97ページの下の段に、指定ごみ袋の作製という事業がございます。そちらのほうに経費全て一括でまとめさせていただいたことによる、こちらの事業ではゼロとさせていただいております。

齋藤委員

それから94ページの一番上ですけども、廃油の引渡量が令和4年度から比べて令和5年度減ってますけども、これはどのように捉えたらいいのか。

住民が廃油を出さなくて捨ててるというふうに捉えたほうがいいのか、それともその廃油、もともと減らすような工夫をして、もしくは廃油が出ない商品ができてからこうなってきたのかというのは、どう捉えたらいいんでしょうか。

環境対策
課長

この廃食用油の処理につきましては新聞や布に染み込ませたり、また凝固剤を使用して固めて可燃ごみに排出いただく。また最近ですと、廃油は再生液体燃料や再生潤滑油、軽油の代わりになるバイオディーゼル燃料や航空機燃料などにもリサイクルできるということで、現在いろいろな企業のほうで無料で回収をされているということも聞いております。

また、周辺河川の水質状況を見ましてもそういった改善状況にありますこと

から、本来の目的である河川への流出についてはされていないのではないかと
いうふうに考えており、それぞれの排出者の生活スタイルに合った方法で排出
をされていることによって、こういう結果になっているのではないかとこの
うに考えておるところでございます。

齋藤委員 ありがとうございます。それから96ページですけども、ひとつは、ごみの
排出量の住民1人当たり昨年よりも減ったということですが、これはコロナで
もって、家で食べておったから、令和4年度はごみの量が多かって、令和5年
度が少なくなったのか、もしくは住民の努力でもって少なくなったのか。これ
は、町としてどのように考えてますでしょうか。

環境対策
課長 家庭系及び事業系それぞれのごみにおきまして、昨年度より減少しておる状
況でございます。

それについては、やはり住民の方々、また事業者の方々のご理解、ご努力に
よって減少しているものではないかというふうに考えております。

齋藤委員 その次に、先ほど部長のほうからごみの資源化率が令和4年度は55.7%
になってますけども、国の基準でいくと50.9%ですという説明がありまし
たけども、これは全国的な基準なのか、奈良県では斑鳩町と同じような基準な
のか、その辺のところはどうなのか分かりましたら教えてください。

環境対策
課長 環境省の基準、これを奈良県も採用されておられます。斑鳩町が資源化率を
上げておるのと環境省の資源化率の出し方が若干、違っておりまして、斑鳩町
のほうは、焼却した灰、これも焙焼炉でもう一度、燃やすというんですかね、
それで建設資材等々として資源化をさせていただいておりますが、環境省のほ
うは焼却灰については資源化の数値に入れない形で資源化率を出されておった
ということで、若干、町と環境省の資源化率の出し方がちょっと相違している
という状況でございます。

齋藤委員 ということは、これは国に合わせないで、町は町、県は県ということでこれ
からもやっていくのか、もしくは基準がちぐはぐだったら何かもうひとつおか

しいかなというような気もするんですけども、その辺のところはまた検討する余地があるんでしょうか、それとももうこれはこれでやっていくんでしょうか。

環境対策
課長

町といたしましては、やはり焼却灰につきましてもできるだけそれを埋立えずに資源化をしていくという姿勢で取り組んでおりますので、もちろん環境省の数値は常時、把握をして、環境省のほうの資源化率、また町が考える資源化率、今までどおりの二本立てで進めていく方法で現在、考えております。

齋藤委員

もうひとつ聞きますけども、この資源化率が令和4年度と比べて悪化してるという原因は、何か分かりましたら教えてもらえませんかでしょうか。

環境対策
課長

この資源化率が減少した要因といたしましては、焼却処理をいたします家庭系可燃ごみの増加量に対しまして、資源化率の高い資源物集団回収や町有施設への古紙等が持ち込まれる古紙類等の減少量が大きく上回ったということで、資源化率が低下したというふうに分析をしております。

齋藤委員

ということは、新聞紙とか、新聞を読まなくなってきたから分子が減っている。資源化の新聞が減ってるから分子が減ってきたから資源化率が悪くなっている。じゃないか、じゃなくて。すみません、もう一回。

委員長

暫時休憩します。

(午後2時52分 休憩)

(午後2時53分 再開)

委員長

再開します。 よろしいですか。

齋藤委員

はい、分かりました。

97ページですけども、一番下のところの環境パトロールを実施するということで、ごみの回収量が令和5年度が41キロ、令和4年度が139.7キ

口となっておりますけども、一生懸命パトロールしてるのに、ごみの回収量が減ってきてるというのは、ごみが出てないということで理解するのか、どう理解したらよろしいでしょうか。

環境対策
課長

ごみが出てないということではないんですけれども、回収したごみの重量で
すね、特に令和4年度に冷蔵庫とか大型家電とかあった場合は重量が増えるわ
けで、件数自体は減ってないんですけれども、回収したそのものの一つひとつの
重量が減ったということでお考えいただければと思います。

齋藤委員

分かりました。ということは、大型ごみの不法投棄等が少なくなってきて、
環境面ではよくなってきてるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

環境対策
課長

件数自体はポイ捨ても含めて件数は増えてきております。ただ、そういった
大型家電等の悪質な不法投棄という、もちろん小さい不法投棄、ポイ捨てはご
ざいますが、そういった悪質な分は若干、減ってきてるんじゃないかなという
ふうに考えております。

齋藤委員

ありがとうございました。

委員長

暫時休憩します。

(午後2時56分 休憩)

(午後2時56分 再開)

委員長

再開します。

それでは、ほかにございませんか。 溝部委員。

溝部委員

またちょっとさっき聞いたところなんですけれども、歳入歳出決算書の7ペ
ージの、使用料及び手数料の手数料500円というものが、ここの所管だと聞
いたんですけれども、これは500円というのは、どういう内容のものなんで
すか。

委員長

東浦環境対策課長。

環境対策
課長

このし尿処理手数料500円というのはくみ取り手数料になります。令和6年3月分の1件の方のし尿くみ取り手数料500円が口座振替をされておったんですけれども、それが3月分が落ちなかったと、残高不足で。

実際、3月分が口座振替されるのが4月の末になります。町がこの口座振替ができなかったということを知ったのが5月の中旬頃になるんですけれども、その後、本来は口座振替ですけども、くみ取り手数料の徴収業務さんをお願いをして徴収に行っていたいたんですけれども、なかなかご本人さんとお会いすることができずに出納閉鎖を迎えてしまったと。

この方につきましては、その納入通知書を送付するなりして、お支払いをお願いさせていただきまして、8月13日、本人がご来庁いただきまして、納付をいただいたところでございます。

溝部委員

内容、よく分かりました。ありがとうございます。

思ってたのは、500円が払えないという生活状況が大丈夫なのかなということがちょっと心配なのでお伺いしたんですけれども、そういう滞納というか未済額になるような生活環境とかそういう背景の方の、背景とかというので何か支援につなげていくような取組みというか、連携みたいなことというのは、しかるべき支援ができるような連携みたいなことというのは、されてるんでしょうかね。そういったことがあった場合に。

環境対策
課長

今回の手数料について、もちろんその他お支払いされてるかも全てちょっといろいろ調べさせていただいた。ただ、くみ取り手数料だけが納入されなかったということでございます。生活状況等が不安視される場合については、そういった情報は福祉課等々と連携をしながら、情報交換なりして対応していく形になるのかなというふうに考えておるところでございます。

溝部委員

ありがとうございます。

委員長	ほかにございませんか。 伴委員。
伴委員	朝から空き家対策のところで、ちょっと草刈の話をさせていただいて、ちょっとこの場所だということさせていただきます。 ８７ページの空き地の適正管理についてです。この空き地というのは、朝からちょっと空き家の話が出たんですけど、そのときは固定資産税の納税通知書にそういう文書を入れて、そしてそういうような喚起といいますか、してるんやけど、この空き地の場合の雑草が繁茂しているような、この場合なんかも同じようにされてるのか、ちょっとお聞きしたいのですが。
委員長	東浦環境対策課長。
環境対策課長	空き地のそういう適正管理に関する件について、納税通知書等への同封はしていない状況でございます。
伴委員	やはり、家屋の場合と雑草といいますか、そのあたりは件数の問題なのか、それとも危険性といいますか、そういう建物だからという、建物そのもの、もひとつ固定資産の部分にもなるし、そういう部分があるのか、それとも空き地はそこまでする必要はないという考えなのか、その辺ちょっと教えてほしいんですけど、やはり効果的にはあると思うんです。もう常連さんと言ったら表現は悪いんですけど、もう毎年そこには通知してるといいますか、もう草刈ってほしいという話はされてると思うんですけど、そのあたりはどんな感じなんでしょう。
環境対策課長	申し訳ございません、私の認識不足で。現在、納税通知書に同封しておるとい状況でございます。
伴委員	それでしたら、当事者にはその場合、ひとつの機会としてやはり税を納めるときというのはちゃんと納税するというのは義務として分かっておられますので、そこでちゃんと書類も見やすいというか、ぱっと、こうなりにくいというか、非常にいい機会だと思うんですけど、その中で反応といいますか、それに

よって刈ってくれてはるなというようなことを町のほうで把握できないか、そのあたりはどんなものでしょうか。

環境対策
課長
伴委員

その辺りの状況までは、把握できていない状況でございます。

常にそれでもちゃんと書類も入ってるねんけど、やはり警告せなあかんところは何の辺なのか、またそういうものも注視していただきたいというように思います。

続けて、84ページの火葬場の維持管理、これちょっと今回のやつ、維持管理の費用で2千万円ですか。2千万円、これ金額で言ったら2千万円ですね。これかかっているんですけど、今後、非常に築年数もかかってきたと。どれぐらい今後、整備していく計画があるのか。

言えば、炉というのは必ず傷んでくるものだと思いますし、それってどんな感じでなってまんのやろ、これぐらいの金額だともっと大きな工事というか、していかなあかん。そこそこやってますねんと。もうたいがい、あとは結構もつと思いますというか、そのあたりはどんなものでんねやろ。

環境対策
課長

火葬場につきましては、平成9年に建設後、30年近くたってまいります。そういった設備等々にもやはりいろいろな形で更新していくといった事案も出てきておるのが現状でございます。

できるだけ長期間、施設を使用できるよう計画的にその施設修繕を計画を立てて進めておるところでございますが、やはり例年、同じような修繕金額が必要になってきている状況はございます。

伴委員

毎年、同じような形での修繕と。ずっとこれでこの修繕を続けていくという形でもつものなら、もうそれはあれですけど、やはり心配するのは、それでもやはりもっと大きな抜本的な入替えとか、そういうことにも絡んでくるような感じもしますねんけど、そのあたりの計画というか、潰れたら直していったらいいのか、計画的にやってくれてると思いますが、そのあたりはどんなものでんねやろ。

環境対策 課長	一応、施設の修繕計画というのはつくって、一応、計画どおりにはできるだけさせていただいておりますが、突発的な案件等も出てくることもございます。そのあたりで最終的に調整をさせていただいて、維持管理をしておるところでございます。
伴委員	すみません、やはりなかなか建て替えるといいますか、移転するとか、非常に難しい施設だと思うんですわ。どこともこれが難しくなってるというだけに、計画的にやっていくと。早め早めにやっていただくということが大事なかなと思いますので、そのあたりよろしくお願いします。以上です。
委員長	ほかにございませんか。 小城委員。
小城委員	資料編の69ページ、子ども・妊婦インフルエンザ予防接種の助成なんですけども、昨年からはじめて、対象者は6,700人で接種率が24.8%ということなんですけども、これはやはりまだ知らない方が多いというか、まだ情報が回ってないのか、そのあたりというのはどのようにお考えですか。
委員長	北住民生活部次長。
住民生活 部次長	この事業につきましては、令和5年度から実施しているところでございますけれども、このインフルエンザの予防接種は10月から接種になるんですけれども、昨年度はこの10月よりも早くインフルエンザのほうが発行いたしましたので、かかられた方は助成のほうにつながらなかったかなというふうに考えております。 今年度もこれから秋、始まりますので、また9月おしらせ版の広報にもお知らせさせていただきたいと思っております。 今年度につきましては、健康対策課からの保健事業の案内のところで各戸配布させていただいてる、事業のところにですとか、子育て応援ブックのほうにも掲載させていただく中で、周知のほうはしていきたいというふうに考えております。

小城委員	ありがとうございます。せっかくやっていただいたこの事業ですので、ぜひとも周知、おっしゃっていただいたとおり、周知していただければと思います。以上です。
委員長	ほかにございませんか。 (な し)
委員長	そしたら私のほうもちょっと2点、確認させていただきたいんですけれども、先ほども質疑ありました資料編の87ページの、地球温暖化対策実行計画の推進ですね、これ、700万円とかなり大きな金額をかけて調査していただけてますけど、先ほど答弁の中にはなかったんですが、計画できた段階で担当常任委員会にもきちっと報告をいただけるのかどうか、その点、確認させていただきます。 東浦環境対策課長。
環境対策課長	町有施設の再生可能エネルギー設備導入の計画ができましたら、また担当常任委員会でご報告をさせていただきます。
委員長	分かりました。お願いします。それともう一点ですね、98ページのところの安心サポートごみ収集の実施なんですけど、これは年々件数が増えてきているんですけど、この費用の内訳っていうんですかね、かかった費用の内訳、件数当たりで金額が増えていくことになるのか、ちょっとどういう内訳になるのかを教えてもらえますか。
環境対策課長	この安心サポートごみ収集事業の費用でございますが、主にサポート収集に使用する車両の修繕、車検費とかでございますので、年度によって若干、上下するという状況でございます。
委員長	そうすると、人件費についてはこの中では見ていないというのですか。 東浦環境対策課長。

環境対策 課長	人件費につきましては、塵芥処理費の職員の人件費のほうで組ませていただいております。
委員長	今後、生ごみ・可燃ごみ戸別収集が、来年度予定されてますけど、それが始まると、この安心サポートごみ収集の件数も減ると言ってるのか、いやいやそうじゃなくて、これはこれでまた増えていくというふうに見てはるのか、それはどうなんでしょうか。
環境対策 課長	戸別収集につきましては現在、可燃ごみと生ごみを対象と考えております。 この安心サポートごみ収集につきましては、全てのごみ、粗大ごみを除く全てのごみを対象としておりますので、件数につきましては、やはり高齢化が進む中で増えてくるものではないかというふうに推測をしております。
委員長	分かりました。今でも大変、喜ばれている制度ですし、また今後ですね、より丁寧に取り組みしていただきたいと思いますので、お願いしておきます。 そうしましたら、ほかよろしいでしょうか。
	(な し)
委員長	これをもって、第4款 衛生費に対する質疑を終結します。 次に、第6款 商工費について、説明を求めます。 栗本住民生活部長。
住民生活 部長	第6款 商工費 のうち、住民生活部が所管いたします決算の概要についてご説明申し上げます。 主要な施策の成果報告書資料編の107ページをお開きください。第1項 商工費 第1目 商工総務費であります。「高齢者の生きがいづくりの推進」では、高齢者の豊かな知識や経験、技能を活かした就業機会の提供、生きがいと健康づくりの支援として斑鳩町シルバー人材センターに対しまして助成等を行いました。 以上、第6款 商工費のうち、住民生活部が所管いたします決算の概要の

説明とさせていただきます。よろしく審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、第6款 商工費について、質疑をお受けします。
齋藤委員。

齋藤委員 そのこのページのですね、シルバー人材センターの費用ですけれども、金額を人数で割ると、令和5年4,002,令和4年3,709となるんですけれども、率にしますと7.9%増えているということになるんですけれども、これは単価が上がったというふうにとらえるのか、それともどのようにとらえたらいいのか教えてもらえないでしょうか。

委員長 中原福祉課長。

福祉課長 シルバー人材センターへの支援のこの金額でございますが、こちらにつきましては、会員数に応じて金額を支出しているものではなく、センターの運営費のほうで出しておりますので、その会員数1人当たり等は勘案されていないところでございます。

齋藤委員 聞き方間違ったかもわかりません。事業の実績というところですね、契約金額を就業延べ人数で割ると金額が上がっている、一人当たりの金額が上がっているんだけど、これは実際の仕事の時の単価が上がっているのか、それともどういう理由でこの一人当たりの単価が上がっているのか。要するに仕組みがよくわかってなくて、そのこのところ教えてもらいたいと思って。

福祉課長 こちらの就業延べ人数でありますとか、契約金額、こちらにつきましてはシルバー人材センターが様々な事業者と契約をされて、そこで今年度はこういった業務を請け負うであるとか、派遣するとか、いろんなことの積み重ねの実績としてあげさせていただいてる金額であり、就業延べ人数でありますので、例年固定された業務があると思いますけれども、例年様々な業務を請け負われた結果として、例えば令和5年度であれば、契約金額9,007万6,824円

あって、その契約に基づく事業に派遣されたシルバー人材センターの方の延べ人数が22,506人であったということで、様々な契約の状況から、なかなかこの平均を出してとかという答えは出せない状況でありますので、町としては今おっしゃられましたように、延べ人数一人当たりのこの額が変わってるのは、単価が上がっているとか、ちょっとその辺は様々であると思いますので、現状把握していない状況でございます。

齋藤委員 ということは、シルバー人材センターがやっている仕事というのは、多岐に渡りますよね、その中でこれは単価が上がったというか、これは変わらなかったとか、そういうのはすべてシルバー人材センターの中で決めてるものなのか、もしくは町もいやこれは上げたらだめだろうとか、これは上げたらどうかとか、そんなような仕組みがなっているものなのか、その辺のところはどうなっているのか教えてもらえるでしょうか。

委員長 暫時休憩いたします。

（ 午後3時16分 休憩 ）

（ 午後3時19分 再開 ）

委員長 再開します。 中原福祉課長。

福祉課長 シルバー人材センターが運営されるにあたりましては、町からの助成金でありますとか、それぞれ仕事を請け負われてその契約等で、シルバー人材センターの事業を実施されており、その中で会員の方が働かれた経費でありますとか、そういったのを給料といいますか、お金でも支払われているわけですけども、町のこの1,255万1,695円、こちらの助成金といいますのは、基本的にはシルバー人材センターの固定費的なところが大きく、人件費でございますとか、経常経費でありますとか、こちらの財源として使われているところでございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長

それでは、これをもって、第6款 商工費に対する質疑を終結します。

これをもって、本日の審査を終了します。

明日、10日は午前9時から会議を開き、引き続き、本日の続きから審査することとしますので、定刻にご参集をお願いします。

どうもお疲れさまでした。

(午後3時20分 終了)